

Center for Excellence in School Education,
Graduate School of Education, The University of Tokyo
Working Paper Series in Young Scholar Training Program

Rethinking Education as “the Social”:

How "the social" be political, and in what scene?

**Mayuko Ishigami, Azusa Egawa, Satoshi Eguchi,
Tomoki Tanaka, Yasuhiro Suzuki, and Sunji Lee**

The University of Tokyo

September, 2016

No. 9

東京大学大学院教育学研究科附属 学校教育高度化センター

Center for Excellence in School Education
Graduate School of Education
The University of Tokyo

「社会的なもの」としての教育の再考

—その政治的可能性をめぐる—

石神 真悠子 (東京大学) 江川 愛都紗 (東京大学)
江口 怜 (東京大学) 田中 智輝 (東京大学)
鈴木 康弘 (東京大学) 李 舜志 (東京大学)

Rethinking Education as “the Social”:
How "the social" be political, and in what scene?

Mayuko Ishigami, Azusa Egawa, Satoshi Eguchi,
Tomoki Tanaka, Yasuhiro Suzuki, and Sunji Lee
The University of Tokyo

Author's Note

Mayuko Ishigami is a PhD student, Graduate School of Education, The University of Tokyo

Azusa Egawa is a PhD student, Graduate School of Education, The University of Tokyo

Satoshi Eguchi is a PhD student, Graduate School of Education, The University of Tokyo

Tomoki Tanaka is a PhD student, Graduate School of Education, The University of Tokyo

Yasuhiro Suzuki is a PhD student, Graduate School of Education, The University of Tokyo

Sunji Lee is a PhD student, Graduate School of Education, The University of Tokyo

This research was supported by a grant, Youth Scholar Program from Center for Excellence in School Education, Graduate School of Education, The University of Tokyo.

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the relationship between “the social” and education from the two viewpoints of educational history and political philosophy. Since it has not been certain what “the social” signifies in its history of cross-sectional usage, the aim requires two ways of approaching it: one is to look at specific historical events that are both social and educational, and the other is to grope through the crossing point of “the social” and education.

In the section 1, we consider history of education as “the social” by focusing on three cases. The first case is the special elementary schools for poor children from 1900s to 1920s. The second case is the operation of milk stations by The Bureau of Social Welfare in Tokyo after the Great Kanto Earthquake of 1923. The third case is the plan of Koumei Elementary School’s establishment, which is the first school for the children with physical disabilities in Japan. It will be shown from these cases that education as “the social” has, at the same time to be an amphiboles apparatus of exclusion and inclusion, the political possibility.

The undeveloped momentum, such as the ones shown in the cases of section 1, is theoretically extended in the discussion in the field of political philosophy. In the section 2, we try to reconsider the concept and idea of “the social” in Hannah Arendt’s thought. Although she wrote critical of the rise of “the social,” she found affirmative value about school as “the social.” Therefore, school as “the social” has not only a negative face as the apparatus of discipline, but also another face as the foothold of political resistance.

Through the two ways of approaching “the social” and education, it will be articulated where the two cross each other, and how.

Keywords: the social, Education, Social Security, Hannah Arendt

「社会的なもの」としての教育の再考

—その政治的可能性をめぐる—

はじめに

本稿の目的は、歴史研究および哲学・思想研究の視角から「社会なもの (the social)」と教育の結びつきを解きほぐすことを通じて、格差是正や他者との共生が課題となるグローバル時代における教育の課題と展望を示すことである。

「社会的なもの」の概念・理念は、産業資本主義社会に移行する 19 世紀ヨーロッパで登場し、20 世紀の「福祉国家／社会国家」の形態に基盤を与えた。その特徴としては、それまでの公的・私的領域や共同体とは異なる形で人間集団を結びつける原理を提示したこと、産業社会が生み出す貧困や格差等の新たな「社会問題」に対して人びとの生命の保障を重視したことが挙げられる。このような生存保証あるいはその権利の保障という側面において、「社会的なもの」の思想と実践は一定の評価を得てきた。

一方で、「社会的なもの」が生存保障・権利保障を担う過程において、保障の対象となる弱者やマイノリティへの監視と管理を加速させるものとして機能することの問題性が 1960 年代頃から提起されるようになる。というのも、「社会的なもの」は再分配を行なう際に、優生学や統計学を採用することによってその適切な配分を計算するが、こうした計算は人び

との規格化・平均化を推し進め、画一的な基準にもとづく包摂と排除の論理を強化する危険をはらんでいる。ジャック・ドンズロが指摘するように、「社会的なもの」は個人を社会的に保護すると同時に、社会を危険な個人から保護するという「二つの顔」を持つのである (ドンズロ 2011)。加えて、「社会的なもの」に対して徹底した批判を加えた者としてハンナ・アレントが挙げられる。彼女の批判については本論第二部で詳しく検討するが、そうした批判は「社会的なもの」の勃興に伴う画一化の圧力が人々の複数性を原理とする「政治的なもの」を著しく損なう結果をもたらすことへの危機感から生じたものであると言える。

以上のような議論は、1970 年代にオイル・ショックを経て「福祉国家の危機」が語られ始める中で、より複雑な文脈の下に置かれることになった。一方で、福祉国家が官僚制機構の肥大化や国家による規律訓練の強化をもたらしたこの問題性が様々に議論された。今なお、福祉国家を基礎づけた「社会的なもの」がミシェル・フーコーの言う「統治性」と切り離すことはできないとの議論も根強い (田中耕一 2015)。しかし、こうした福祉国家批判は、同時代に登場する新自由主義の言説とも共振した。そこでは、「小

さな政府」が標榜され、政治と財政のスリム化として「社会的なもの」を解体する方策が推し進められることとなる。他方で、「社会的なもの」への批判を踏まえつつ、新たな問題設定も試みられ始めた。例えば、ドンズロは「社会的なもの」の両義性を踏まえつつ、その概念と結びついた「連帯 *solidarité*」に着目した (Denzelot 1984)。また、ロベール・カステルは、「社会的なもの」の核心を「労働」に置きつつ、70年代以降の脱産業資本主義の時代における「社会国家」の再構築の可能性を模索している (カステル 2015)。また、アンソニー・ギデンズをブレンに擁したイギリスのニュー・レイバーは、「社会は存在しない」と謳うサッチャー流の市場主義路線とも旧来の労働党の社会民主主義路線とも異なる「第三の道」を打ち出し、「社会的なもの」の再構成を試みたが、社会包摂の理念としてワークフェアを採用するこの構想は、規律訓練を復活させ、また抑圧や排除を深刻化させたとの批判にさらされている (仁平 2015)。新自由主義がグローバルな統治理念として席卷しつつある現在、「社会的なもの」ないし福祉国家／社会国家を巡って、どこに批判の矛先を定め、いかなる可能性を展望するのか、政治的にも思想的にも難しい局面にあると言えるだろう。

こうした状況の中で、「社会的なもの」の両義性を踏まえつつその政治的理念としての復権の可能性を探るのが市野川容孝らの研究である (市野川 2006, 市野川・宇城編 2013)。市野川らは、批判に

さらされつつも今なお「社会的なもの」が規範的概念としてフランスやドイツの憲法の中に生きているのに対して、日本においては脱規範化と忘却にさらされていることを問題視し、その歴史的生成過程を検証しつつ新自由主義に抗する理念としての彫琢を試みている。そして、この試みの中で注目されたものの一つが、社会的連帯を生み出す上で不可欠なものとしての「普遍的な教育」である (市野川・宇城編 2013 : 28)。

シティズンシップ論の古典であるマーシャルの著作でも、公教育は社会的権利の中でとりわけ重要なものと見なされており (マーシャル・ボットモア 1993)、近年教育学においても生存権・社会権としての教育権の見直しの議論が生じつつある。しかし、教育と「社会的なもの」の関係を巡る議論は、今なお多くの未解決の問題を残している。第二部でも触れる通り、小玉重夫 (1999, 2003) はアレントに依拠しつつ、近代教育の成立は「社会的なもの」の勃興と重なり、「社会的なもの」が教育の脱政治化を推し進めてきたと指摘し、「政治的なもの」の再興のためには、保護的な枠組みから脱却するシティズンシップ教育が重要であると論じた。これに対して、仁平典宏は小玉らのシティズンシップ教育論がマーシャルが重視した「社会的なもの」をシティズンシップ概念から奪取することで、結果的に新自由主義の下で進められる「社会保障の〈教育〉化」と共振していることを批判した (仁平 2009)。しかし、仁平

の議論では「社会的なもの」(生存権)と教育を切り離すという戦略を取るため、「社会的なもの」に内在する統治性という問題や教育それ自体が「社会的なもの」であるといった論点が見失われてしまう。

今求められているのは、「社会的なもの」それ自体を政治的理念として復権するのではなく、「社会的なもの」を否定して「政治的なもの」の再興を唱えるのでもなく、また「社会的なもの」を教育の論理と切り離すことによって救済するのでもなく、教育が「社会的なもの」としてあるということの両義性に踏みとどまりつつ、「社会的なもの」としての教育の中から政治的实践への契機が立ち現われる可能性を探ることにあるのではないか、というのが本稿の立場である。このような問題関心を出発点としつつ、本稿では「社会的なもの」と教育との関係を、歴史と思想・哲学の双方のパースペクティブから再考することを課題とする。

第一部では、日本において「社会的なもの」が勃興する時代と目されてきた20世紀前半の東京市に焦点を当て、「社会的なもの」と教育が密接に結びついた三つの事例を検討する。欧米諸国の諸制度を取り入れることで急速な近代化を進めた日本の事例は、「社会的なもの」が勃興する過程が比較的明瞭であり、その中に孕まれた限界と可能性を浮き彫りにする上で格好の事例だと言える。本稿で取り上げるのは、1900～10年代におけるスラムの不就学児童を対象とした貧民学校(特殊小学校)の実践、1923年の関東大震災

後における乳幼児・母子保護の一環として拡大した牛乳配給事業、1920～30年代における不就学の肢体不自由児を対象とした学校の設置構想と実践、という三つの事例である。検討に際しては、「社会的なもの」のマクロな動態を追うだけでは見え辛い、ミクロな実践の中に存在する意図せざる帰結や未発の契機に着目し、〈生存権保障の拡大か規律訓練の浸透か〉という二項対立的な評価に収斂しがちであった既存の見方とは異なる歴史的視座を提示することを試みる。

第二部では、「社会的なもの」をめぐるハンナ・アレントの議論を読み解くことを通じて、「社会的なもの」と教育との関係の捉えなおしを試みる。その際、主な検討課題は次の三点である。第一に、アレントの「社会的なもの」批判の射程を明らかにすることが挙げられる。具体的には、アレントが「社会的なもの」の勃興への批判を展開した著書『人間の条件』を主な検討対象とし、彼女がいかなる点において「社会的なもの」の勃興を批判したのかを明らかにする。第二に、「社会的なもの」に含まれる可能性を検討することが挙げられる。ここでは、従来もつばら「社会的なもの」の批判者と見なされてきたアレントの論稿には、「社会的なもの」の可能性への示唆が含まれていることを指摘する。とりわけ本課題においては、アレントが「社会的なもの」としての学校に一定の意義を見いだしている点に着目し、そこに一定の可能性が示唆されていることを明らかにする。第三に、

「社会的なもの」の政治的可能性を検討することが挙げられる。以上の検討において示された「社会的なもの」の両義性に鑑みた際、「社会的なもの」の政治的可能性と限界はどのように捉え直されるのか。ここでは、これまで政治の不可能性を示すものと見なされてきた「社会的なもの」のなかにどのような政治的可能性が含まれているのかを、「自発的結社」についてのアレントの言及を手がかりに考察する。

(江口 怜・田中 智輝)

第一部 「社会的なもの」としての教育の歴史—20世紀前半の東京市から

まず、具体的な事例の検討に入る前に、日本における「社会的なもの」の勃興の過程を先行研究に基づいて概観しておこう。

日清戦争を経た1890年代後半、知識層の間で「社会」や「社会問題」という語が急速に広がり、社会問題研究会（後に社会政策学会）や社会主義研究会（後に社会民主党）が創設され、「社会学」がアカデミズムの中に浸透し始めた。この時期にはまた、横山源之助『日本の下層社会』（1899）に代表されるように社会問題発生の象徴空間として都市下層社会への関心が高まった。

この時期に始まる「社会的なもの」への萌芽的関心は、1918年の米騒動を経て大正期半ばに一挙に高まりを見せる。「社会の発見」の時代とも言われるこの時期、

フランスの社会連帯主義を天皇制家族国家論的文脈に沿って導入した内務省は、1917年に設置した救護課を1919年に社会課に改称し（20年に社会局に独立、22年に内務省の外局となる）、積極的に「社会」の語を掲げながら高まる社会運動・労働運動に対峙していった。またこの時期に「救貧から防貧へ」をスローガンに社会事業が確立し、人々が貧困に陥ることが社会不安（そこからの「革命」）を呼び起こすことを予防するべく、科学的な社会調査とそれに基づく早期の保護と介入が行われるようになる。各市町村を方面という単位に区分して担当地区内の貧困者の調査と保護を組織化した方面委員制度はその象徴の一つである。さらに、早期介入への傾斜を深める社会事業・社会政策は、「人口の質」を高める、あるいは貧困や犯罪等の「社会病」を予防するという論理の下で優生学とも接続し、隔離・断種政策の推進にも関わった。他方で、「社会科学」はほぼマルクス主義と同義の言葉として普及し、社会的生存権の主張が開始されるなど、アカデミズムや政治・社会運動の側からも行政の論理に収斂しない形で「社会的なもの」を巡る諸構想が立ち上がっている。

こうして1920年前後に勃興した「社会的なもの」は、1923年の関東大震災、1929年の経済恐慌を経て広がりを見せ、総力戦体制下の人的資源論・生産力論にも結びつきながら制度化されていったが、他方で1937年の「厚生省」設置に見られる通り、「社会」の語は忌避され、規範的概

念としての「社会的なもの」は忘却されていくことになった（池本 1999, 市野川 2006, 市野川・宇城 2013, 芹沢 2007, 田中拓道 2011, 杉田 2013, 横山 2015）。

以上のように、日本において「社会的なもの」は産業資本主義の進展を背景に 19 世紀末に萌芽的に受容され、1920 年前後に勃興した。本稿では、以上の知見を教育史の描出してきた歴史像に結びつけることを試みる。ドンズロが「社会的なもの」の勃興の歴史を家族と子どもの保護の拡大に着目しながら描き出したように、教育は「社会的なもの」の勃興において重要な位置を占めた（ドンズロ 1991）。ここでは、教育の「社会的なもの」としての性格が顕著に見られる領域として、義務教育、児童保護、社会教育を取りあげたい。

1872 年に制度化された近代学校教育の中で、文部省調査においては 1900 年頃に 90%以上の義務教育就学が実現したが、実際にはこの就学者の中に多くの中途退学者が含まれていた。1900 年小学校令は小学校を制度的に一本化し、授業料徴集の廃止と児童労働からの保護を求め、これ以降義務教育は社会政策としての児童保護によって補完されながら実質的な就学保障を拡大する方向に向かい（小山 2002, 清川 2007）、こうした動向は「社会政策的義務教育」の確立とも呼ばれる（花井 1999）。しかし、その際にも就学猶予・免除規定の中で国家責任が解除された障害児に対する義務教育就学はなかなか普及せず、戦前においては 1920 年代

以降に児童保護事業が拡大する中で一定の広がりを見せるに留まった（中野・加藤 1967）。

このように義務教育制度の確立を支えた児童保護事業の嚆矢は、1900 年制定の感化法にあるとされる。この頃から、社会問題の一つとしての「児童問題」が発見され、労働児童、乳幼児、捨て子、欠食児童等への保護が拡大していく（浦辺 1976）。こうした児童保護の広がりには、一方で教育と福祉の理念を結合するものとして評価されてきたが（渡部 1979）、他方で 1920 年代に本格化する児童保護の制度化が、「科学的な知」に基づく子どもの分類処遇や標準化を進め、問題児童の発生防止の役割を学校に付与したこと（平塚 1992, 1994）、下層社会の家族秩序に介入し、「家庭」という規範を普及させる役割を果たしたこと（鈴木 1997）が指摘されている。また、社会教育も貧困問題の発生に対応する社会事業・社会政策と不可分な形で 1890 年代に関心が寄せられ始め、1919 年に文部省の普通学務局に新たな担当部署として「第四課」（後に社会教育課）が設置され、課長の川本宇之介を中心に社会教育研究会が組織され、1921 年には『社会と教化』（1924 年『社会教育』へ改題）が発刊される等、1920 年前後に制度化が進展した。その頃、「教育の社会化」の必要性が叫ばれ、ジョン・デューイの「教師こそが最たる社会事業家である」との言葉が社会教育関係者によって注目された（大橋 1978）。

このように、「社会政策的義務教育」や

児童保護，社会教育の拡大は「社会的なもの」としての教育の勃興の一つの現れと位置づけることができる。この時代，子どもを核として家族や地域社会に対する教育は拡大するが，こうした実践は人々の生活・生命の保護を通して社会を秩序づける機能を果たす両義的なものであった。以下では，その両義性を踏まえつつ，ミクロな実践の中に存在し得た政治的可能性について三つの事例に即して検討したい。

(江口 怜)

第一章 貧民学校と都市下層社会との葛藤と相克—万年尋常小学校と坂本龍之輔に着目して

本章では，1903年から1926年まで東京市で開設されていた貧困児童対象の教育機関である特殊小学校（貧民学校），特に下谷区の万年尋常小学校（以下，「万年小」と記す）と同校で長く校長を務めた坂本龍之輔（1870-1942）に着目する。特殊小学校は，東京市内に11校設立された貧民学校であり，授業料を徴収せず，教科書等の学用品は貸与・給与され，毎年7000名から9000名の生徒が学んでいた。また万年小では，貧困児童の就学を保障するだけでなく，戸籍のない児童の就籍，「特別養護」と称しての診療・理髪・入浴の提供，幼児の保育所の附設，「特別手工科」「特別裁縫科」の設置による職業指導と賃金保障，保護者会や通俗講和会の開催による住民の生活指導等の活動を行

った（東京百年史編集委員会編 1979, p.587, 安岡 1982）。坂本らの実践は，万年小の卒業生である添田知道が『小説教育者』（全4巻，1942-46）で描いたことで広く知られ，「教育における公的救済思想の制度化」の先駆的事例と見なされてきた（田中勝文 1965）

東京市域では，江戸期からの貧民や被差別者の居住地域が 1890 年頃から近代スラムに転換し，一般社会とは隔絶された貧民窟に広く注目が集まっていた（中川 1985）。当時の貧民窟は，文明社会から隔絶された「暗黒」と表象され，その「内部化」が社会事業家らによって試みられている（成田 1996）。特殊小学校は，貧困児童の就学を保障する教育機関であると同時に，貧民窟を改良して〈社会〉に「内部化」することを射程に含んだ社会事業としての性格を持っており，「社会的なもの」が貧民を対象に措定しながら勃興していく過程を分析する上で格好の事例である。本稿では，先行研究が万年小及び坂本龍之輔を，一方で「子どもの権利」を掲げて貧民窟の改善に尽くした先駆的实践（清水 1974），他方で都市下層社会を掌握し貧民の矯正や工場労働力の養成を試みた社会統治の機関（別役 1991, 同 1995, 島津 2006）と捉えてきたのに対して，両義性を帯びた「社会的なもの」としての特殊小学校が一定の限界を有しながらも，坂本が規律訓練に失敗する局面で社会批判に開かれていったことに着目したい。

第一節 「社会的なもの」としての特殊 小学校—道徳改善による〈社会〉への包 摂

坂本龍之輔は、1900年に東京市学務課長の山田久作に特殊小学校の設置案を告げられ、その開設に協力し、1903年2月に開校した下谷区の万年小にて21年まで校長を務めた。特殊小学校の開設に当たり、坂本は市内の貧民窟を歩き回り、調査を行っている。そこで坂本は、貧民窟と自らの生きる社会との深い断絶とぶつかる。例えば、万年町を歩いていると、6才位の子どもが突然出てきて「先生の馬鹿やい」と罵って家に駆け込んでいき、また別の子どもに同行してその家を訪ねると「何で此餓鬼アそんな者を連れて来やアがッたんだい」と背を向けられてしまう⁽¹⁾。

こうした経験を経て坂本は、「細民は、特異の生活形態を有ち、特異の道徳をつくり上げてゐる。それは既に別国でさへある。貧民窟はただに人間のはきだめではない。実に一つの城塞なのである」⁽²⁾と考えた。一般社会と隔絶されたいわば〈社会外の社会〉として貧民窟を捉えたわけである。実際、当時の貧民窟は「シマ」と俗称され、人々から排斥されていた⁽³⁾。当時の行政官や政治家も、戸籍のない者が多いため自治体で教育を保障する義務はない、場合によっては焼き払ってしまえばいいという見解が一般的であり、特殊小学校の設置に対する妨害も行われていた⁽⁴⁾。

しかし、坂本は貧民窟の探訪を経て特

殊小学校の開設に向かう中で、自らの〈社会〉観を見直し、こうした「貧民放任論」への反論を行う。坂本は、貧民窟を生きることが子どもにとっては負わされた運命であって何ら責任はなく、「白紙」であり「社会的連関に於ける、小さな細胞」である「子供」に対しては、それを「共同に保護育成」するために自治体が教育を行う義務を負うのであり、それは子どもにとっては権利であるとの論理を導き出し、公費に基づく教育保障を正当化したのである⁽⁵⁾。いわば〈子どもの無垢性〉と〈社会の有機性〉という観点を導入する中で、坂本は貧民窟の子どもを隔絶された存在ではなく、〈社会〉を構成する一員と見做すよう、〈社会〉観を刷新したのだった。

しかし坂本は、貧民窟の子どもたちを〈社会〉に包摂するに際しては、注意が必要だとも述べている。「若し彼らの持つ環境道徳観をそのままに、単に文字計算を授けることに止まるならば、徒らに悪の面を助長し、狡知を煽り、寧ろより大きく社会を毒する結果を見る」⁽⁶⁾可能性があるからである。そのため、坂本は生徒を勤労に従事させて悪癖を矯正させること、父兄を教育して生活を改善させることが必要であると述べている⁽⁷⁾。このように、同じ〈社会〉の一員として考えるからこそ、貧民窟の人々の道徳を改善し、〈社会〉の規範に適応すべく規律化することが強く求められることにもなったと言えよう。

第二節 内務官僚と社会主義者のまなざし

この万年小の取り組みに対して、「社会的」という概念に最も早く着目していた内務官僚と社会主義者が同時に関心を寄せていた。井上友一（1871-1919）と幸徳秋水（1871-1911）である。

1893年から長く内務官僚を務め、1900年に官僚らで結成した貧民研究会にも属していた井上友一は、開設当初の万年小に視察に訪れている。視察の後、井上は坂本を内務省の自室に呼び出し、イギリスでは東部ロンドンの貧民窟を丹念に調べあげた一小学校長の仕事から社会学が確立したことを紹介し、坂本にそのような仕事を期待する旨を告げた⁽⁸⁾。その後も井上と坂本の交流は続き、1911年に内務省が初めての細民調査を実施する際には坂本が協力し、万年小が通俗談話会を開く際には井上が資金援助に協力した⁽⁹⁾。なお、井上は1915年に東京府知事に就任した際、救済課（後に社会課）や東京府慈善協会（後に東京府社会事業協会）の設置を実現して社会事業の推進に努めている（東京府1937：9）。

井上は1909年の著作『救済制度要義』において「社会的」という概念について紙幅を割き、西欧の社会行政に関する諸論を検討した上で、次のように述べている。

所謂広義の社会行政は社会の実質的及精神的問題に亘りて更に国民の経済、栄養、保健、訓育等諸般の

関係にも及べり、而かも是等の社会行政を貫通せる根本の理想は他なし一國公共の福利より達観して社会各階級の民を通し之を保育し之を善導し並に之を同化せんとするの意に外ならず。⁽¹⁰⁾

ここで社会行政の理想を「一國公共の福利」の観点から人々を「善導」「同化」することと捉えた井上は、まさに「社会的」な実践として万年小に期待を寄せたと考えられる。

他方で、同時代の社会主義者らも貧民学校に関心を注いでいた。特殊小学校の開設直前の1901年、日本初の社会主義政党である社会民主党の結成（即座に解散）に集ったジャーナリストの河上清（古森1987）は、同年『東京市教育時報』に「欧米に於ける貧民教育」と題した連載記事を寄せている。そこで河上は欧米の「社会的殖民」（ソーシャルセツルメント）における教育を取りあげ、「鮫橋、萬年町の如き貧民窟に所謂社会的殖民館を設立する必要を感ずるの時決して遠きに非ざるなり」⁽¹¹⁾として、東京市にもその設置を求めている。当時社会民主党は、その八項目の綱領に「人民のための国費による自由教育」を挙げていた（ノートヘルファー1980：118）。そしてその綱領執筆に思想的影響を与えた人物が幸徳秋水であり、注目すべきことに、幸徳は実際に万年小を訪問していた。

幸徳は1904年の論稿で、万年小に即しつつ貧民窟に特殊小学校が必要な理由を

説いている⁽¹²⁾。幸徳によれば、貧民窟の窮民は「社会が作った所の病氣」である。貧民窟は悪疫・伝染病の発生源となることに加え、「強盗放火殺人その他あらゆる罪悪の集まる所」であるため、社会が自己の安寧秩序を保持するためにはこの社会的改良は必須である。既に、窮民を危険な存在ではなく「良民」とするための国家的施策として感化法に基づく感化教育の試みがあるが、十分な成果を挙げ得ていない。これに対して、万年小は「進歩したる思想に基き、未だ危険なる境遇の感化を受けざる児童を集め、真正に之を感化教育せんがために起され」、手工科で労働の習慣を身につけさせ、特別教室で知的障害児に規律を身につけさせていること等を彼は高く評価した。

ここで興味深いのは、「社会的なもの」が勃興し始める時代において、その後は鋭く対立する内務官僚と社会主義者が同様の視座から万年小の実践を高く評価していたことである。ここで指摘したいのは、貧民学校が経済的な援助を行う点ではなく、栄養・保健・訓育等の幅広い領域に亘る活動の中で、貧民窟住民の精神的・道徳的改善を試み、〈社会〉に「同化」させて「良民」に作り変えるという点が評価の鍵になっていることである。教育が「社会的なもの」として期待される時、〈社会外の社会〉を生きる人々の道徳に働きかける規律化は不可欠の要素であった。

第三節 教育実践における貧民窟の人々との出会い—〈規律化の失敗〉から社会批判へ

このように貧民窟の改良と道徳改善の役割を任じ、また期待された万年小の実践はしかし、狙い通りに実現したわけではなく、坂本ら教師たちは貧民窟の人々との葛藤を経験することになる。

坂本は万年小の開設に先立ち、万年小で私設の協同夜間学校を開いていた渡辺六郎から話を聞いている。渡辺によれば、貞操を重んじるべきことを子どもに教えた所、「醜業だといふならば、正業を周旋しろ、それも出来ぬくせにおれたちを貶すのは勘弁がならぬ」と、数名の酔漢が怒鳴り込んで石を投げ込んで授業妨害を行う等の出来事があった⁽¹³⁾。渡辺はそこで、いわば〈規律化の失敗〉とも言える事態に遭遇し、学校で道徳を教えることから撤退して、読書筆算を中心とした授業に変更したと語った。しかし、坂本は渡辺の言葉をその実践の不十分として理解し、規律化の試みからは撤退しなかった。「徳性の感化」を伴わない教育は、むしろ犯罪を助長する恐れがあり、「報復的反抗」を避けるためには、貧民心理を理解した上での「生活感化」が必要なのだと言った坂本は考えたからである⁽¹⁴⁾。そして、学校敷地内に教職員の住宅を設けて生活を共にすることや、保護者や卒業生・地域住民を対象とした通俗教育（社会教育）を通じた「教化」を試みた⁽¹⁵⁾。これは、坂本にとって貧民窟の人々への歩み寄りを示した行動であったが、あく

まで貧民窟の人々が〈社会〉の規範に適応することが目指され、〈社会〉の規範自体を批判的に捉え返したわけではなかった。

しかし、実践の中で万年町の人々の生活現実に様々な形で触れることになった坂本の論稿の中には、適応すべき〈社会〉の側に批判の眼差しを向け直す局面を見出すことができる。ここでは、ある寡婦との出会いと兵役に関する批判を取りあげよう。

ある時、坂本は父親が全て異なる6人の子どもを持つ母親を呼び出し、「細民特有」の放縦な貞操観念に基づく「不都合の行動」として、親兄弟まで呼び出し床板を踏み鳴らして責めに責めたが、背後に様々な事情が存在したことに気付いていった。

其裏面には随分悲惨な事実が伏在して居た。即ち子供を養はんがために自分の貞操を犠牲にして居たので本人も実は泣の涙で新らしき夫らしき者を迎へて喜ぶ処か寧ろ心に苦んで居たのであった。(略)如何に辛勞しても奮闘しても得る処は僅かに家賃にすらも足らぬ、飢餓に泣く子を抱へながら立ち退きを求められて雨露を凌ぐにすら途なきに至らんとする境涯にあるとき、其心は如何なる波を打つであらう
(略)。私は醜業婦の救済といふ問題よりも子供を養はんがために貞操を二三にせねばならぬ婦人を救

済するといふ問題の方が急務であるのではあるまいかと思ふ。⁽¹⁶⁾

ここで坂本は、当初寡婦の行動を本人の道徳の問題と理解して責めていたのが、厳しい生活現実の中でいわば〈生存戦略〉としての行動であったことに気付き、寡婦となった女性の保護の不備という〈社会的な問題〉として現実を引き受け直したと言える。

また、坂本はシベリア出兵の始まる1918年、貧困者の兵役免除の必要性を論じている。人類も生物も、必ず何らかの「保護」を得て独立に至る。多くの人々は、親の脛をかじりながら丁年(成人)を迎えるが、細民子弟は何等の保護を得ていない。にも関わらず、上流階級の子弟は体格虚弱で兵役を免除される現実がある、と坂本は主張した。

彼等細民の子弟は、生れ落ちるや藁の上よりおこもお貰い、の生計の代となって、街路に其身を曝して、親や兄弟を養ふ糧を作らねばならぬ運命の下に成育して、人類の当然浴すべき恩典にも興らず、ただ法律にのみ人間口に服し、兵役の義務を果さねばならないのだらうか、貧困者の中には一家唯一人の働き盛りの者を奪はれた遺族の実に想像以上の悲惨事は、至る処に、演出してゐるのである。之即ち社会の罪であり、為政者の、社会政策を誤つてゐる結果であると信じて、少しも差支へあ

るまい。⁽¹⁷⁾

ここで坂本は、生れてから殆ど「保護」を受けていない貧困者（細民）ほど兵役の義務が課される現実を「社会の罪」として厳しく非難している。

このように、万年小の実践の中では、〈社会〉の規範を貧民窟の人々に対しても貫徹させる道德改善を試みながらも、〈規律化の失敗〉とも言える事態に遭遇する中で〈社会〉を批判する視座が獲得される局面が見られた。このような局面において、〈社会〉と貧民窟の非対称性は、むしろ人間としての対等性を脅かす事態として自覚されることになる。ここに、「社会的なもの」としての教育が政治的実践に開かれていく微かな可能性が存在したと言えるだろう。こうした可能性に開かれていた理由として、「社会的なもの」が勃興する時、担い手となる行政官や教師らがその対象となる人々と直接に対面する必要があったことを指摘できる。実践者たちには、「社会的なもの」を巡る行政の論理をただ体現するだけではなく、対象者との接触を通して想定外の出会いを経験し、その中で言説や実践を組み換える自由が残されていたのだった。

しかし他方で坂本は、万年小の卒業生が兵役についたことを誇り、特別に送別会を開いたことも書き記している⁽¹⁸⁾。こうした事実は、貧民窟が〈兵力〉の供給源として期待される中で国家への貢献の力学に抗することができなかったことを示唆するだけでなく、坂本があくまで

貧民窟の人々の道德改善を目指していたことにも関わっているだろう。坂本は、貧民窟の人々との出会いを通して社会批判へと開かれながらも、その人々自身が〈社会〉を作り変える政治的存在であるとは考えず、あくまで〈社会〉に適応すべき存在と見なしたのだった。このように、「社会的なもの」としての貧民学校は、帝国主義化する国家と骨がらみの関係の中で勃興し、微かな抵抗への可能性を内在させながらも、対象者をあくまで道德改善されるべき人々と見なす限りにおいて、社会批判の場として転生することは困難であった。

(江口 怜)

第二章 関東大震災後の東京市における牛乳配給事業

本章は、1923年から1927年まで乳幼児保護のための社会事業として実施されていた東京市社会局の牛乳配給事業（以下、牛乳配給事業）に着目する。この事業は、貧しい母親や乳児たちに安全な牛乳を提供するとともに、医師や看護婦が育児方法のアドバイスや健康相談を行うものであり、19～20世紀転換期の欧米では、ミルクデポ（Milk Depot）やミルクステーション（Milk Station）として展開されていた施策である。ただし、東京市の牛乳配給事業の場合、1923年の関東大震災の救護・復興という文脈のなかで開始され、1927年3月に児童健康相談所に吸収される形でその役割を終えていった

(毛利 1972)。

そこで、本章では、この牛乳配給事業が、関東大震災の被害や救護、復興とどのように結びつき、その役割を変容させたのかという点に着目する。もちろん、震災前にも、1919年に東京市社会局の設立や、1920年に東京市長に就任した後藤新平の都市計画のなかに児童保護事業の発展の方向性はすでに示されていた（佐藤 2011, 石井・石川・高橋 2015）。だが、『厚生省二十年史』で記述されているように、「託児所の増設、乳幼児に対する重湯、牛乳、ミルクの配給などの応急処置ばかりでなく、この震災を機として勃興した児童施設も数多」（厚生省 20 年史編集委員会 1960）く、関東大震災における復興のプロセスを乳幼児福祉事業の歴史におけるひとつの転換点として検討していく必要がある。

もう一つは、乳幼児の生命を保護する牛乳配給事業を、「社会的なもの」の勃興と重ねて理解することである。ナンシー・フレイザーは、子どもや家族、そして生命を対象とした介入の拡大に「社会的なもの」の勃興を見出したアレントとドンズロラの議論を引き継ぎながら、1910～1920年代に労働者や家族、地域共同体のなかで「合理化」と「個人の主体化」が進められたことを指摘している（Fraser 2003）。そして、その事例として挙げられている子育てマニュアルや栄養プログラムは、牛乳配給事業と関連する内容である。

以上のような議論を踏まえ、次節以降

では、牛乳配給事業の軌跡の歴史をたどることで、それが、「社会的なもの」との関連でどのような可能性と限界を有していたのかを検討していく。

第一節 関東大震災と東京市の牛乳配給事業の展開

本節では、関東大震災が発生した後、東京市で牛乳配給事業が開始される経緯と東京市社会局がその事業を引き継いでいくプロセスについて論じる。

1923年9月1日に発生した関東大震災は、相模湾を震源地とするマグニチュード 7.9 の大地震によってもたらされた。その被災府県とされたのは、東京府を含む一府六県であり、関東圏を中心に広範囲に渡るものであった。特に東京市の死者・行方不明は、68,660人にのぼるほどであり、人口密集地区（浅草や日本橋、京橋など）や、地盤が弱く、木造家屋の多い下町地区（本所や深川など）では、多くの建物やインフラが火災による倒壊や消失などの深刻な被害を受けている。そして、家を失い、食料や水を求めて彷徨っていた避難民たちは、震災後しばらくは、公園や学校、境内、焼け跡に建てられたバラックと呼ばれる集団的な納屋やテントで暮らさなければならなかった（成田 2007, 北原 2011, 橋本 2011）。

この震災によって母親を失ってしまった乳児が保護されたり、ショックのために母乳が出にくい状態の母親が多数存在していた。これらの被害を受けて、はじめに牛乳配給事業の開始したのは、内務

省衛生局であった。そして、震災の混乱がまだ収まらない9月9日に、警察官や在郷軍人、青年会、学校や宗教団体をはじめとするボランティアとともに、東京市社会局と連携しながら、大規模な牛乳配給を開始したのである。農商務省が、牛乳の消毒や検査を担当し、警察庁は、5台のトラックを用いて、牛乳の運搬を担当していた⁽¹⁹⁾。

このような関東大震災の被災者の救護を目的として開始された牛乳配給事業は、その事業を継続していく中で、規模や対象、その役割を変化させていった。震災直後の牛乳配給は、集団バラック近くの公園や街路(17箇所)や官庁(14箇所)、学校(10箇所)、社会事業団体や宗教団体(8箇所)、病院(4箇所)などの最大54箇所で開催されていた。このように多くの場所で牛乳の配給が行われていた背景としては、配給の対象が乳幼児のみならず、妊産婦や負傷者、病人といった被災した幅広い人々を対象としたからであったと考えられる。

しかしながら、内務省が牛乳配給事業から撤退することが決まり、9月26日以降、その運営主体は、東京市社会局が引き継ぐことになった。その直後には、女性たちが配給を手伝うボランティアとして動員されるようになった。この時代の廃娯運動に携わっていた久布白落実は、バラックの付近で「このなかの五歳以下の子供が死ぬんだね、ミルクを扱うのはやっぱり婦人ではないと、巡査では無理だ」と声をかけられ、さまざまな女性団

体に協力を要請して牛乳配給のボランティアを募ったことをその自伝的著書(久布白1973)に記しており、ここには、牛乳の配給にも女性らしさが求められていく様子が伺われる。そして、10月21日以降には、牛乳の配給は、その対象を乳幼児のみとするようになり、配給所の数は年末までに19箇所まで減少していった⁽²⁰⁾。

牛乳配給事業の規模の縮小や設置場所の見直しは、関東大震災における「救護」の役割から、本来の「児童保護」という社会事業の役割へと変えるものであった。「救護」の役割を終えた社会事業は、東京市社会局によって「児童保護」の役割に力点を变化させられ、その対象を徐々に子どもへと焦点を絞っていったのである。

第二節 牛乳配給所の廃止から児童相談・家庭訪問へ

この節では、1927年3月末に東京市の牛乳配給所が閉鎖され、その役割が児童健康相談所などに統合されていく背景について論じる。

関東大震災が発生して2年後の1925年、東京市内の復興が本格化し、各地のバラックの撤退が始まっていく。それまで国や市が管理する公園や広場に設置されていた業平、九段、青山、日比谷、上野、芝、深川公園にあった牛乳配給所はその廃止が決定され、この年までには、下町を中心とする8箇所(江東橋、富川町、玉姫、鮫ヶ島(四谷)、築地、馬道、

猿江, 古石場) にまで減少する。そして、1927 年に最後まで継続されていた江東橋, 富川町, 玉姫, 築地, 四谷 (鮫ヶ島) の五カ所が, 3 月いっぱい児童健康相談所に合併される形で閉鎖を迎えていく⁽²¹⁾。

以上のような牛乳配給所が閉鎖へと向かっていく過程では, 配給事業は牛乳を有償化・選別化する方向へと向かっていた。牛乳配給所には, 医師が配属されるとともに, 配給される牛乳が部分的に有償化され, さらに育児知識の普及という目的が付け加えられた。乳児たちが牛乳を無償で受け取るためには, 家庭環境が貧困であるかどうか, 子どもの体質が虚弱であるかどうかなど, 医師による診察を受けることが必要となったのである。つまり, 牛乳配給所は, その拠点の数を減少させた代わりに, 専門家を配備することで, 牛乳を無償で供給する乳児を選別するシステムを備えるようになったのである⁽²²⁾。

その一方で, 牛乳配給事業の合併先である児童健康相談所のなかでもその手法に変化がみられた。それは, 医師の廣瀬興による言葉を借りれば, 「相談醫中心主義」から「家庭訪問婦中心主義」へとということになる。廣瀬によれば, 当時の医師は, 治療医学に対する関心が中心で, 衛生学や社会医学などの予防に関連するものに関心を寄せるものは稀であり, 真面目に健康相談に応じない者も存在していたという。そのため, 新たに「家庭訪問婦中心主義」に注目が集まることにな

った。この「家庭訪問婦中心主義」とは, 看護婦や保健婦, 巡回産婆などの女性たちが, 子どものいる家庭に訪問し, 育児や衛生に関する知識を伝える手法である。廣瀬は, 「家庭訪問の制度が最も理想的であって, 将来, 我国も全国的にこの制度が普及せられねばならぬ」とし, 従来のような医師による母親の指導というよりも, 母親の相談相手になることを求めている。そこでの方針としては, 出産前の妊婦とつながることや母乳哺育の奨励が含まれており, 牛乳配給の役割は, 限定的な場合に留まるものとされていた⁽²³⁾。

関東大震災後, 東京市では, 牛乳配給事業をはじめとするさまざまな児童保護に関する構想が実現されていった。だが, 東京市の場合も, 長引く経済不況や財政的な制約のなかで社会事業の維持・拡大を推進することは難しく, 震災後に乱立した児童保護事業は, 整理・統合される必要にせまられていた。その結果, 牛乳配給に替わって, 家庭訪問や母乳哺育の奨励といった施策の有効性が主張されていったのである。

第三節 牛乳という飲み物と社会事業の財源不足

この節では, 東京市社会局における牛乳に対する捉え方の変化が, 社会事業における財源不足と結びついていたことを論じる。

関東大震災後に社会事業として配給されるようになった牛乳であるが, 牛乳に対してアンビバレントな態度が併存して

いたのが大正時代の特徴であるように思われる。東京市社会局は、1924年2月28日に帝国ホテルにて牛乳奨励協議会を開催しており、その様子を『牛乳のすゝめ』（1924）とする冊子にまとめている。ここでは、牛乳とは「最も栄養価値の富んだ安い食品」であり、児童の栄養や国民の栄養に関する社会問題を克服するためにも、より多くの人々が、栄養食に関する知識を身につけることで、社会の改良や市民の健康につながると主張されている。しかしながら、当時の大半の東京市民は、牛乳を、薬や単なる飲み物として捉えられており、震災後の小学校で調査した結果によれば、牛乳をその味覚や嗅覚からも不自然なものとして飲もうとしない子どもも多く存在していた。それゆえ、子どもたちを啓蒙したり、「無知な母親」を教育するなど、牛乳宣伝によって克服しなければならないとされた⁽²⁴⁾。

その一方で、東京市社会局の嘱託医で聖路加国際病院の小児科医であった斎藤潔は、1925年に『社会医学雑誌』のなかで、牛乳配給所を利用する母親の子どもの栄養と発育状況を比較する調査結果を報告している。その結果によれば、母乳を用いた乳幼児のほうが身体的発育が優れているのであり、「母乳ハ牛乳に勝ル」という⁽²⁵⁾。また斎藤は、別の調査報告のなかで、母親による母乳の分泌は、「生理的現象」かつ「自然な道行き」であり、母乳の分泌不良は、「母性の生理的欠落」、すなわち「病的現象」と位置づけられる⁽²⁶⁾。これらの考え方に立つならば、牛

乳配給よりも自然な母乳哺育の意義を社会に知らしめなければならないことになる。

このような母乳に関する科学的な知見が、資金不足と結びつくとき、牛乳の配給が抑制される方向へと進んでいく。1924年6月11日の東京朝日新聞(朝刊)は、「資金乏しいミルクステーション 母の失望を思ひ内務省でも同情」という記事を載せている。このことは、牛乳配給事業がその当初から財源不足に晒されており、さまざまな団体からの寄付(同情)に頼っていたことが伺われる。経済史家の斎藤修は、戦間期日本の公衆衛生政策の特徴を「民間への丸投げ」と指摘し、「財政的な裏付けを与えて事業を展開するというはなかつた」と論じた(斎藤2008)が、東京市のような自治体の児童保護事業にとっても財政不足は大きな課題であった。

第四節 「社会的なもの」再考—東京市の牛乳配給事業の歴史から

ここまで論じてきたように、東京市の牛乳配給事業は、震災の救護として開始されたもので、そこでは、女性たちのボランティアによる牛乳配給に加えて、医師や看護婦といった専門職による育児知識や衛生に関するアドバイスの提供が行われていた。その一方で、震災直後にみられた選別なき配分は、震災の救護から復興へと変化していくにつれ、制約が課されるようになっていく。このことは、当初は負傷者や妊婦を含めた幅広い層を

対象とした配給が、乳幼児のなかでも貧困や栄養失調といった限られたメンバーに絞られていくことを意味していた。このような限られたリソースを巡って、支援の対象となるメンバーシップを画定することで合理的な配分を行う事業が開始されたことの中に、「社会的なもの」の勃興を見出すことができる。その一方で、支援の対象を同定し、その線引きを生み出す働きは、「社会的なもの」における排除と包摂という限界を示すものであろう。

しかしながら、最後に、このような「社会的なもの」の閉鎖性を越えた意図せぬ帰結として、女性たちのネットワークが生じていたことについて言及しておきたい。一節で述べた久布白落実は、関東大震災後の牛乳配給を手伝った女性たちのボランティアが、東京連合婦人会の結成につながったことを書き記している。これは、牛乳配給事業に携わっていた職員から声をかけられた久布白が、ボランティアに参加してくれる人を募集するために、さまざまな女性団体に声をかけたことで始まったものであるが、この牛乳配給の集まりが、その後の婦人参政権運動や廃娼運動を進めるうえでの母体となったのである(久布 1973)。もちろん、このような女性団体が連携を取り合う中で、総力戦体制の動員へとつながっていったことは歴史の示すとおりである。だが、本章の事例が示すように、「社会的なもの」の勃興の評価をめぐるには、災害を含めた歴史的コンテキストや政治との緊張関

係を含めて、さらなる検討の余地があるように思われる。

(鈴木 康弘)

第三章 東京市立光明学校の再考—教育と医療の相違に着目して

本章では、1932年に設立された東京市立光明学校(以下、光明学校)を取り上げる。

光明学校は日本初の手足の不自由な子どものための公立学校であり、同校の創設は「日本肢体不自由教育史上画期的な出来事」として高く評価されてきた(石部 1974: 195)。だがその一方で、手足の不自由な子どもたちを公教育の対象とすることは、彼らを国民として画一化し、戦時において障害者をも人的資源として有効活用せんとする発想と表裏一体であったことが指摘されている(本多 2003)。

このように、光明学校の創設に関しては障害児への保護・教育権保障の発展/障害児の規律訓練への回収という、両義的な評価が提出されてきた。第一章で確認した「社会的なもの」としての教育の勃興に対する分裂した歴史的評価と同様、二つの異なるパースペクティブからの評価が与えられてきたといえるだろう。ここでは、「社会的なもの」としての学校という観点から、従来の見方からはとりこぼされてきた同校の意義に光をあてていく。フーコーの影響のもと、学校が規律訓練の装置として監獄や病院と同一視されるようになって久しい。だが、それと

多分に重なり合いながらも、規律訓練のみには還元され得ない「社会的なもの」としての学校の意義があるのではないか。そうであるとすれば、学校に固有の可能性とは何であるのか。本章では特に、学校と病院との違いに着目することで、その可能性の萌芽を読み取っていきたい。

光明学校設立当時、同校の他には、元体操教師の柏倉松蔵(1882-1964)によって1921年に私立施設として開設された柏学園が存在するのみで、四肢に障害をもつ子どもに対する特別な保護・教育はほとんど等閑視されていたと云ってよい状況にあった。そうした中、彼らに対する教育の必要性を痛感し、世に訴えていったのは、柏倉のような体操教師や整形外科医たちだった。とりわけ重要な役割を果たしたのが、本章で取り上げる田代義徳(1864-1938)と高木憲次(1888-1963)の二人である。

東京帝国大学整形外科初代教授であった田代とその後任をつとめた高木は師弟関係にあり、共に日本の整形外科発展に貢献してきた。両者は、治療と教育、職業訓練の三位一体が可能な施設の創設という志を共有しながらも、光明学校設立の準備段階から徐々に肢体不自由児に対する教育をめぐる異なる見解を示すようになったとされる。特に高木は、田代の方針および光明学校に対して少なからぬ不満を抱いていたという(杉浦1991)。医療を主とする施設の設立にこだわり続けた高木の目には、教育を主として創設された光明学校は、きわめて不十分なも

のにうつつたのであった。1930年代の同校は、成城小学校勤務を経て初代校長となった結城捨次郎(1890-1939)の指導のもとに、大正自由教育の影響を色濃く反映した教育が展開されていた。本章ではその取り組みの一つである文芸教育に着目し、光明学校の意義を再考していく。

第一節 手足の不自由な子どもを「社会人」に

1920年、内務省内に社会局が新設され、その管轄事務に「児童保護に関する事項」が明記されたことに象徴されるように、大正中期頃から児童保護が政策上の急務とされるようになっていった。さらにこうした流れの中で、障害児に対する教育・保護の問題が浮上していくこととなる。

特に、社会に「害毒」をもたらすと考えられた「低能児」や「白痴」「劣等児」と呼ばれた子どもたちがその対象となり、彼らを発見・分離して教育するための「特別学級」の全国的な普及が政策レベルで目指された。この時期に、それまで慈善事業が担ってきた障害児の保護と教育が社会政策上の問題としてはじめて取り上げられるようになったのであり、大正後期は、日本の障害児教育史において重要な画期の一つとされている(中村・荒川2003:119-120)。

しかし、他の障害児への教育政策が整備されていく中でなお、手足の不自由な子どもたちがその対象として顕在化することはなかった。高木はその原因につい

て、次のように述べている。

其原因として、或は肢体不自由児は、周囲に傳染或は他人に危害を加ふる虞なき為却つて顧みられざりと説くものあり。或は患児が別に疼痛を訴ふるものに非ざるため近親より荏苒放置せられ或は肢体不自由児に其経過永きに亘れるにも拘らず、其外出不可能なるか又はたとへ可能なるも、本人が外出を好まざるか、或は甚しきは、外出を許されず、深窓裡の一室に、閉じ込められているもののある為め、識者の関心を喚起せざりし為めもあるべし。⁽²⁷⁾

当時「低能児」等が社会の「害毒」であると考えられていたのに対し、手足の不自由な者の場合、特に人に危害を与えることがなかったため、積極的な社会的介入の対象とは見なされなかった。また、生まれつき四肢に障害を持っていた者たちは「畸形不具者」や「方輪者」と呼ばれ、その存在を前世の因縁とする迷信が根強かった。整形外科学の普及以前において、彼らは人間とは異なる存在と考えられていたのである。そのため肢体不自由児の多くは学齢期になっても家の奥部屋で一日の大半を、あるいは一生をそこで終えていった。とりわけその家族が障害をもった者の存在を伏せたがったために、高木は治療の必要性を訴えて「隠すこと勿れ運動」を展開したともいう。また彼は、従来の非人間的な蔑称や社会的

位置からの解放を意図して、ドイツ語の **Krüppel** (クリュッペル) の訳語として「肢体不自由」の呼称を提唱したのであった⁽²⁸⁾。

社会に参加することなく家族によって生かされる彼らを、高木は、「生物学的生存の安全性」は担保されながらも「社会的生存の安全性が脅かされている」と表現している。当時において手足が不自由であるということは、四肢を自由に扱うことができないというだけでなく、人間として他の人々と生きる自由が無い状態であったともいえるだろう。そうした彼らの「社会的生存」を保障し、彼らを「活動的独立社会人」として社会へと導いていくこと、それこそが整形外科医たちの役割であると考えたのであった⁽²⁹⁾。

このような考えのもと、高木、そして田代は、家族や行政に対して肢体不自由児たちを収容して職業訓練をするための施設や治療を施すための医療機関の整備を訴えていった。こうした運動の中で田代は手足の不自由な子どもたちの教育の場を求め、その成果として光明学校が誕生することとなるのである。

第二節 肢体不自由学校をめぐる相違

高木によれば、光明学校は「『学校と更生施設のある所』すなわち機能や職能の訓練をさせる所」であった⁽³⁰⁾。そこには「病院」が欠けていたのである。そして彼は、自らが理想とする治療と教育、職業訓練の三位一体が可能な施設として、光明学校開校から10年後の1942年に整

肢療護園を設立している。後述するように、田代もやはり、肢体由自由児に対する学校だけで十分とは考えていなかった。また、田代は決して高木の治療、教育、職業教育の三位一体説に反対していたのではなく、自らはあえて教育の面を受けもとうと語っていたという⁽³¹⁾。それでは、共に社会から取り残された存在であった肢体不自由児たちを「社会人」とすることを志しながら、その不足を自覚しつつ学校の設置を優先した田代と、悲願の施設設立を達成した高木との違いはどこにあったのだろうか。

田代は、「学校、病院、授産所、寄宿舎の4つが揃わねば、『クリップル』に対して完全なものとはいいたい」ことを自認しつつも、必要な場合には近隣の病院と連携することによって治療の側面を補うというかたちで、光明学校設置に踏み切った⁽³²⁾。だが、高木にとって光明学校は、自分の希望とはかけ離れたものであったという。彼が光明学校に不満をもったのは、肢体不自由児にとっては医療を施すことが何にも増して重要であると考えていたからであった。たとえば小児麻痺等の場合、数箇所の疾患部分に対して数回に分けて手術を行う必要があるため、術後の訓練も含めると四肢の機能回復までに相当の年数を要することになる。そのため高木は、クリュッペルを完治させるまでに必要な長期に及ぶ治療・訓練を行いかつ、その間に普通教育を授けるための教育機関を併設した施設である「クリュッペルハイム」が何としても必

要であるとしたのだ⁽³³⁾。

高木は、『『クリュッペルを、クリュッペルでなくしてろう』即ち、出来るだけ肢体の不自由なる箇所を一刻も早く癒ほして、活動的独立社会人たらしむること』が理想であるとしていた⁽³⁴⁾。つまり彼は、肢体の自由を社会人としての要件として考えていたのであった。こうした考えは後に、治療と訓練によって四肢の自由を回復することのできない者が、社会に生きることを認めることはできないとする主張にも結びついていくことになる⁽³⁵⁾。対して田代は、たとえば事故で下半身を失った女性を自分の病院で雇い患者の蒲団を縫う仕事を与えるなど、必ずしも、四肢の欠損の回復を社会人としての条件とは考えてはいなかったことがうかがえる⁽³⁶⁾。それでは、田代はどのような点に肢体不自由学校の積極的意義を見ていたのか。次節では田代の見解と、さらには、田代自身が想定し得なかった出来事に結びついていくことになった、光明学校の適性指導の実践を取り上げる。

第三節 光明学校の意義と可能性

田代は、子どもたちそれぞれの能力に見合った場所を設けてやることが重要であると考えていた。たとえば当時の東京市で増えていた鉄筋コンクリートの2階立ての校舎は、健常児には何の不都合がないものであっても、「身体に欠陥のある子供」にとってはきわめて不自由な環境である。田代が学校設置の際に重視したのは、他の児童が「嬉々として活動して

遊んでいる」中に入っていくことができず、「校庭の片隅で指をくわえてみている」子どもたちが自分たちの才能を伸ばすのにふさわしい場を与えてやることであり、そうして新たにつくり出されたのが光明学校であった⁽³⁷⁾。

また田代は、手足の不自由な子どもであっても、いくらかでも自分の力で生活の糧を得ることができるようにすることを重視していた。たとえば、彼らも教育によって数学や音楽、絵画等の才能を伸ばしてやるのが可能であることを主張している⁽³⁸⁾。こうした田代の手足の不自由な子どもへの教育構想を反映した取り組みとして、光明学校の「適性指導」があげられるだろう。

光明学校では、「職業指導の一階程」として「適性指導」が行われていた⁽³⁹⁾。その時間には、基本的に児童自身が選択した分科で学ぶことができたという。卒業生の一人である土居正己は、当時の適性指導について以下のような回想を残している。

たとえば、僕は文科を選んだ。そこでは[……]文学への糸口と菟びを見出すことが出来たのである。今でもなつかしいばかりではなく、有難かつたなど回想する場合が多い。ここで書くまでもなかりうが、我々にはこういう教育を強化すべき必要を痛感する。職業的にも非常な限定を受けいているのだから。⁽⁴⁰⁾

ここで注目したいのは、職業指導として行われていた適性指導が、意図せずその目的以外の役割を果たしてしまったという点である。光明学校はその設立趣旨の一つとして、「学齡中の不具児童」の「天稟の才能を完全に発達せしめ」ることで、「国家社会を裨益する」ことを掲げていた⁽⁴¹⁾。適性指導はそうした教育方針のもとに行われた具体的取り組みとってよいだろう。にもかかわらず、土居が述べているようにそれは必ずしも将来の職を得ることには結びつかず、卒業後に在宅生活を送る者も少なくなかった。この点で、同校の規律訓練は失敗に終わったといえよう。だがそれはたんに失敗であっただけでなく、卒業生によって文芸同人団体が結成されるという、当初の教育目的とはまったく異なる帰結をもたらすことになったのである⁽⁴²⁾。肢体不自由児のための学校の設立は、国家にとって有用な人材を育てるということと表裏一体ではあった。だが当時、その顔も名前も知られることなく家庭内で生き、死んでいくより他なかった肢体不自由児が「文学への糸口と菟び」に触れる契機となったこと、さらには、彼らが自身を表現する場が与えられたことの意義は決して小さいものではないように思われる。

(江川 愛都紗)

第二部 「社会的なもの」概念の再考— 政治的可能性に向けて

ここで本論に入る前に、アレントの「社会的なもの」がどのように受容されてきたのかを概観することにした。

国内外問わず、アレントの「社会的なもの」はフーコーやその影響を受けた研究との関係から理解されてきた。たとえばフレイザーは、第一次世界大戦から社会主義諸国の崩壊までの狭い二十世紀に対応するフォーディズム型規制のメカニズムと政治的合理性の特徴を、規律訓練型権力に見出している (Fraser 2003 : 161) ⁽⁴³⁾。フレイザーいわく、このフォーディズム型規律訓練の第一の特徴は社会福祉事業、栄養管理プログラム、子育てのマニュアルといった、あらゆるものを合理的にコントロールのもとに従わせようと全体化する傾向を持っていたことである (Fraser 2003 : 163)。そしてフレイザーは次のように述べている。

フォーディズム型規律訓練は全体化するといっても、やはりそれはナショナルな枠内で社会的なものに集中化されたものであった。これが、その第二の決定的特徴である。二十世紀が展開するにつれ、以前には分散していた様々な規律訓練は、国民国家内の新たな社会空間に収斂していった。これこそハンナ・アレントやフーコー主義者のジャック・ドンズロが「社会的なもの(the social)」

と呼ぶ、重なり合った諸装置の濃密な結合体であり、そこにおいてこそ社会統制の諸制度が相互に結び付けられるようになるのである。

(Fraser 2003 : 163)

以上の引用において注目すべき点は二つある。ひとつはアレントとドンズロの「社会的なもの」がフォーディズム型規律訓練の解釈であるとして等置されている点である。もうひとつは、そのフォーディズム型規律訓練、「社会的なもの」が「ナショナルな枠内」にとどまると言われている点である。ここには——フレイザーの論考のタイトルが「規律訓練からフレキシビリゼーションへ？ グローバリゼーションの時代にフーコーを読む」であることから何えるように——グローバリゼーションの時代における社会構造の変動によって、フォーディズム型規律訓練や社会的なものもはや有効な分析装置たりえないことを示す企図が含まれている。

小玉重夫も上記のフレイザーと同様に、アレントの近代における「社会的なもの」の勃興についての論述が、ドンズロやミシェル・ペローといった近代家族および近代学校の成立に関する社会史研究の知見と明瞭に符合していることに着目する (小玉 1999 : 190)。小玉はドンズロやペローの研究の成果はいずれも「子どもを大人の世界からひきあげさせた」制度として成立する家族あるいは学校の、公と私、あるいは国家と市民社会の二項対立

図式には収まらない性格の強調であると整理する。これらの研究において、近代家族と近代学校は共に、近代国家の統治メカニズムを構成する場＝「社会的なるもの」であるという認識が導き出される。そしてそれはフーコーと同様に権力論に大きな影響を与えたルイ・アルチュセールが、現代国家の支配的なイデオロギー装置を学校－家族の組み合わせとして把握したことの含意と重なると小玉は述べる。「以上の検討からわかることは、ハンナ・アレントが指摘するような近代における社会的なるものの勃興は、近代家族と近代学校という近代教育の制度空間の成立と密接に関連しているという点である」（小玉 1999：192）。

以上検討したフレイザーと小玉の論述を総合すると、アレントの「社会的なもの」とは歴史上ある特定の時期においてはじめて登場した、近代家族や近代学校といった近代国家の統治メカニズムを構成する場だとまとめることができる。それでは以下で、この受容が妥当なものであるかどうか検討することにしたい。

第一章 『人間の条件』における「社会的なもの」

先にあげた小玉やフレイザーといった先行研究において、アレントにおける「社会的なもの」の定義は『人間の条件』から把握されている。したがってアレントの「社会的なもの」を捉え返す前に、本章では先行研究に倣ってまず『人間の条

件』における「社会的なもの」の定義を確認することにしたい。

多くの先行研究が指摘しているように、「社会的なもの」の勃興を、アレントは私的領域と公的領域の境界があいまいになり両者が解体されていく契機に見ていた。

薄暗い家族の内部から公的領域の光の中へ社会が現れてきたこと——家計、その活動力、その問題、その組織的仕組み等々の勃興——により、私的なものと公的なものと古い境界線があいまいになっただけではない。この二つの用語の意味と、これらの用語が個人と市民の生活に与えていた重要性も、見違えるほど変化したのである（HC: 38=59）。

ここで社会の勃興によって衰退したと言われる公的領域と私的領域について個々に検討する余裕はないので、社会の勃興によって生じた事態に焦点を絞って論を進めていくことにしたい。まずは先行研究においてしばしば指摘される、社会の規律訓練的側面から検討する。

第一節 規律訓練的なものとしての「社会的なもの」

古代ギリシャにおいて私的領域に位置づけられる行為である労働について、アレントは次のように述べている。「実際、歴史が進むにつれて、労働は、隠れた場

所からそれが組織され『分化される (divide)』公的領域へと連れ出された」(HC: 87-88=141)。ここで分化とはアダム・スミスが『諸国民の富』において論じたような、分業体制による効率性の増大を指す。分業とは工場の中だけにとどまらず国全体、さらに国と国の間でも行われるのであるが、アレントはこの分業化を、労働という私的領域にとどまるものであった行為が公的領域へと出ていくプロセス、すなわち社会全体が生産的労働の組織化に関与するようになるプロセスとして解釈する。「社会的なもの」の勃興とはこのプロセスを指している。

以上の論述は、デュルケムが『社会分業論』において提出した有機的連帯概念に「社会的なものの発明(L'invention de social)」を見ていたドンズロの見方とほぼ重なっている。ドンズロいわく、国家と個人間のアンチノミーを解決するために発明された「社会的なもの(le social)」とはある種の規律を含むものであった。

個人に優先する原理として理解された「社会的なもの」の名において、個人に対してその義務が基礎づけられた。そしてその義務は社会進歩の条件である社会全体の連帯に従うよう個人の主権を否定した。この進歩の働きにおいて人は自分のエネルギーを規律的にし、行動を規範に合わせるのであり、また連帯の義務は、この進歩によって人々の主権はより調和的になる社会で開花するであろうと市民に

約束することで自らを実現したのである。(Donzelot 1984 : 224)

そしてアレントにおける「社会的なもの」も同様に、ただ効率性の増大だけでなく規範への服従を諸個人に要求する。たとえばアレントは、「社会は、それに属する人々全員に、一個の大家族を構成する成員のようにふるまうことを、常に要求する」と述べる (HC: 39=62)。その大家族としての社会においては「ただ一つの見地とただ一つの利害関心しかありえない」(HC: 39=62)。したがって、「社会は画一主義を要求し、その画一主義により、行為する人間を、態度ふるまわせる集団へと組織化する」と言われる (HC: 41=65)。

ここで画一主義の要求とは権力者による抑圧的な統治を指すのではない。「社会的なもの」において、一者による支配はもはや必要ない。なぜなら、利害関心自身の圧力が、それに代わる役割を果たしたからである」(HC: 40=63)。フーコーやアルチュセールらによって提唱されたミクロな権力論において主体化がすなわち自発的な服従を指していたように、アレントの社会における「支配」も抑圧的なものでも強権的なものでもなく、それは各成員における「まったき自発性」において作動する。すなわち、アレントの「社会的なもの」とは王侯貴族や総統といった特定的人格によって表象される支配ではなく無人支配 (no-man rule) なのである(が、しかしそれは無支配 (no-rule) で

はない)。

以上、アレントにおける「社会的なもの」の規律訓練の側面を検討した。アレントの記述はフーコーやその影響下で「社会的なもの」や福祉国家を批判的に検討した論者たちと似通っており、また後述するように学校を「社会的なもの」に教え入れていることから、先行研究の指摘は妥当なものだと言えるだろう。

しかし同時に、アレントにおける社会には規律訓練には還元されない意義がある。したがって近代批判の有効性が薄れ、むしろ近代への回帰や「社会的なもの」の再考が検討され始めている現代においても、アレントの社会についての論述はその意義を失っていない。また、それは同時にアレントにおいて社会だと目された学校教育を「規律訓練」だとして退けるのではなく、現代において再び捉え返すことが可能であることを意味してもいるのである。

第二節 動物化としての「社会的なもの」

あまり先行研究では取り上げられないが、『人間の条件』において次のように述べている。「現代社会が消費社会であることは、現代社会が労働社会であることの言い換えに過ぎない」(HC: 126=188)。そしてアレントの「社会的なもの」は、この労働と消費の等置においてドンズロ、ひいては福祉国家批判という文脈から離れる。それではなぜ労働と消費が等置されるのだろうか。

古代ギリシャにおいて労働が位置して

いた領域である私的領域は、オイコス(家)、すなわち経済(エコノミー)的領域である。そこで経済とは有限である生活の糧のやり繰り、「生計を立てる」ことを意味し、したがって生活の糧を得る行為である労働とは私的なものとされる。一方消費も、労働において生産され獲得された糧、たとえば食べ物を摂取する行為であるため私的領域に割り当てられる。以上から労働と消費とは生命の必要(necessity)に駆られた行為という点で共通していることがわかる。アレントが労働社会と消費社会を等置するのは、「社会とは生命プロセスそれ自体が、公的に確立され組織されている形態」だからである(HC: 46=71)。ここで「公的に確立され組織される」とはどのような意味か詳述されていないが、しかし労働者の社会とは「生命にじかに奉仕し生命プロセスによってじかに強いられる唯一の活動から導き出されていることを意味するものでしかない」ことは確認できる(HC: 46=71)。

そして以上の生命プロセスとは、アレントの定義において、自然科学的な法則に従った自己再生産だとされる。たとえば市民社会における人々の振る舞いが画一化されていることを前提にしなければ、古典派経済学もマルクス主義も含めてほとんどの社会理論が成り立たなくなるように、労働と消費を共に包含する生命のプロセスとはある法則に「支配」されている。「マルクスにとって、労働からの解放とは必然からの解放と同じことであり、

そのような最終的解放が意味するのは、とどのつまり、人間が消費の必然からも解き放たれ、それゆえ人間と自然との物質交替から総じて解き放たれて自由になる、ということではありえない」(HC: 131=192)。アレントは、自然の生命過程からどれだけ離脱して自律的に振る舞えるかに、自由、ひいては人間らしさがかかっていると考えているので、消費社会の到来も一たとえそこにおいて労働からは解放されていたとしても一人間がただの生命過程に回帰していくプロセスだと目される。消費社会において人間はもはや西洋において古代ギリシャから連綿と続く観念としての「人間」ではなく、生命プロセスという必然に駆られる「動物」でしかない。

以上からわかるように、アレントは労働が公的領域へと出ていくプロセスである「社会的なもの」の勃興を、人間の行為振る舞いが生命プロセスという必然の法則によって支配される事態として描いている。実際、『人間の条件』第六章において、近代における功利主義、すなわち「快苦」という生命原理を「計算」することが、生命プロセスの単純な肯定として、古代ギリシャ的な意味での「人間の条件」を掘り崩すものとして描かれている。「社会的なもの」の勃興とは、人間の行為が生命プロセスという必然へと還元され、動物化することを指しているのである。そしてアレントにおける「社会的なもの」が規律訓練と等置されないことが示されたことによって、「社会的なもの」

だと目される学校教育の捉え返しが可能となるのである。

(李 舜志)

第二章 「社会的なもの」としての学校 —「リトルロックの省察」をてがかりに

前章で確認されたように、『人間の条件』における「社会的なもの」の勃興をめぐる議論の核心にあったのは動物化への批判であった。こうした文脈においてアレントは「社会的なもの」の勃興を「政治的なもの」の終焉のプロセスとして批判している。彼女の議論は「社会的なもの」を排して、「政治的なもの」の再興をのぞむものであるという理解が先行研究において広く共有されてきたのはこのためであった。しかし、「社会的なもの」をめぐるアレントの議論はこうした理解に収まるものではない。『人間の条件』に限らず他の諸論文において彼女はしばしば「社会的なもの」に言及しているが、その際の論調は『人間の条件』と同一ではない。したがって本章では、「社会的なもの」に対するアレントの立場を捉え直すことを課題とする。その際、端緒となるのは公立学校の位置づけについての彼女の論稿である。先取りしていえば、アレントは学校を「社会的なもの」に属するものと見なしたうえで、それがまさに「社会的なもの」であることによってもたらされる可能性について論じているのである。

第一節 「学校」の位置づけ—私的か、公的か、それとも社会的か？

学校教育は社会的領域に属するという認識は公教育の位置づけをめぐる今日の議論において広く共有されている。もちろん、そこで「社会的」という語に込められた含意は論者によって多様であり、それに伴って学校が「社会的」領域に属することへの評価も異なる。しかし、少なくとも学校教育は私的領域でも政治的領域でもなく、社会的領域に属するものであるという認識自体には一定の理解がなされている。こうした議論において重要な典拠とされてきたのが私的領域・社会的領域・政治的領域というアレントの三分区である。

アレントの三分区に依拠しつつ「社会的なもの」としての学校教育の位置づけが論じられる際、その議論は二つの異なる方向性を示すものとして大別できる。第一に、学校教育における親の権限をめぐる議論が挙げられる（宮寺 2007：2014）。ここにおいては、「社会的なもの」を私的なものの拡張として特徴づけるアレントの議論が強調され、学校教育を「私事の共同化」とすることの意義と限界が議論されてきた。第二に、学校教育を異質な他者が集う自由で平等な議論の場へと再構成する試みが挙げられる（小玉 1999）。こうした試みは、アレントの教育論を彼女の政治論の側から捉え直すものとして解することができる。ここでは、学校教育は社会的領域に属するものであって、政治的領域に属するものではない

というアレントの立場に留意しつつ、そうした学校教育の内部にいかに関係性を開いていくのかが議論の焦点となっている。したがって、両者はアレントの学校教育への言及から引き出すインプリケーションは異なれど、学校教育が「社会的なもの」であること自体は乗り越えられるべきものだと見なす点で共通しているのである。

以上のように、学校教育を社会的領域に位置づけるアレントの見方は、教育の私事性と公共性をめぐる議論のなかで、前者（私事性）との関わりにおいては概して肯定的に、後者（公共性）との関わりにおいては批判的に引き受けられてきた。ただし、学校教育が社会的領域に属するということが自体にどのような含意が込められているのかについての検討は未だ十分とはいえない。したがって以下では、アメリカでなされた統合教育政策への批判を展開したアレントの論稿「リトルロックの省察」（1959）をてがかりに、彼女が「社会的なもの」としての学校教育にどのような可能性と限界を示唆しているのかを検討することとしよう。

第二節 アレントの統合教育批判

アレントが *Dissent* 誌に寄せた同論文は、1957年アメリカのアーカンソー州リトルロックで起った人種統合教育の法的強制をめぐる暴動事件、通称「リトルロック事件」について書かれたものである。この事件は人種統合教育の法制化に応じて従来白人生徒のみが通っていたリトル

ロック・セントラル・ハイスクールに通うこととなった黒人生徒が、白人生徒とその保護者等から激しい罵声を浴びせられ、通学を妨害されたことに端を発するものであった。この事件を受けて、アレントは人種統合教育の法的強制を批判する前掲の論文を発表したのである。当時、同論文は公民権運動を妨害するものとして誤解され、多くの批判を浴びたという⁽⁴⁴⁾。しかし、アレントの意図は公民権運動への批判ではなく、法的な強制力をもって子どもに社会問題の解決を担わせることへの批判であった。統合された高校への登校を阻まれ、白人の若者たちからの罵りを浴びながら帰宅する黒人の女子生徒の写真を想起しつつ、アレントは次のように述べている。

この写真は進歩的な教育のファンティックな戯画であるように思われる。この教育は大人の権威を喪失させ、彼らの子どもが生まれてきたこの世界への責任を暗黙のうちに拒み、そして子どもたちを世界に導く義務を拒否している。今や子どもたちに世界を変革し、改善することを求める時代になったのだろうか。そして私たちの政治的な闘いを、校庭で闘わせようとしているのだろうか。(RL: 203-204=265)

アレントが統合教育政策を批判するのは、それが政治的な問題の解決に子どもを動員し、大人が担うべき政治的な責任

と子どもを保護する義務とを放棄している点においてである。こうした批判の背景には、彼女の教育に対する明確な立場がある。それは、子どもの教育に関する決定については親（保護者）の権限が優先されるというものである。したがって、リトルロック事件に関しても、アレントは自分が母親ならば、「自分の子どもが学校で政治的な争いにまきこまれるのを防ごうとするだろうし」、「自分の政治的な意見とは別に、このような劇的な変更を加える前に、政府は親に同意を求めべきだと考えるだろう」と述べている (RL: 195=256)。ここで「自分の政治的意見とは別に」と述べられている点は重要であろう。こうした区別は、公的な関心と私的な関心の差異に基づくものである。端的に区別するならば、アレントにおいては公的な関心事はわれわれが共有する世界に対する関心であり、それは私的な利害勘定を超えたものであるとされる。したがって、自分の子どもをどのような学校に通わせるのかについての関心は、政治的な意見とは異なる動機（ここでは自らの子どもの保護）から発するものなのである。

以上のように、アレントは子どもがどこで誰とともにどのような教育を受けるかについての決定については親（保護者）の権限が優先されるべきであるという立場をとる。しかし一方で、政府にも子どもの教育に口を出す権利はあるという (RL: 195=256)。こうした政府の権限は、それが政治的な権利、すなわち法の下で

の平等に関わるものである限りで妥当する。たとえば、教育における差別の撤廃に反対する南部の市民が、州の当局を説得して学校の設立を妨げることに成功したと仮定しよう。アレントの考えでは、連邦政府が介入を求められるのはまさにこの瞬間である。なぜならここで問題となっているのは、政府の権限のもとで実施されている差別だからである。アレントの見方によれば、リトルロック事件のケースはこのような法の下での平等を争うものではない。そうである以上、政府がこの問題に政策的に関わるのは不当であるというのである。

以上のようなアレントの立場を踏まえたうえで、彼女がリトルロックのケースを政府が介入すべき事項ではないと判断した理由を整理しておこう。そもそも、統合教育政策の第一の目的が教育の機会の均等であるならば、黒人の学校を改善する（たとえば特別クラスを設置するなど）という仕方に対応することも可能であり、必ずしも白人と黒人を同じ学校に通わせることはその要件とならない。こうした意見に対しては、教育の機会の均等をめぐる問題の根底には人種差別があるのであって、このために統合教育政策は妥当であるという反論もありうるだろう。しかし、差別の撤廃はそもそも法のもとでの平等に関わる問題であり、それはかかる教育政策を通じて子どもたちに委ねられるべきではなく、政治の領域において争われ、解決されるべきである。以上のような見方からアレントは、統合

教育政策は、法的な差別の問題を教育の格差の問題にすり替えるものであり、実際には、法のもとでの平等でも、教育機会の均等でもなく、社会的な階級を上昇するためにとられたのではないかと判断する (RL: 194=256)。

しかしながら、大人が対処すべき政治的、法的な課題を子どもに負わせようとすることへのアレントの批判はもっともだとしても、彼女の議論が社会的な階級格差や差別を容認するものにならないのかという疑問は解消されないままである。政治が平等を原理とするのに対して、社会は差別を原理とするものであるというアレントの記述は、こうした疑問を増幅させるかもしれない。

いずれにせよ政治体にとって平等が不可欠なものであるのと同じように、社会にとっては差別と差異は不可欠なものなのだ。だから重要なのは、どうすれば差別をなくすことができるかではなく、どうすれば差別をそれが正当に機能する社会的な領域のうちにとどめておくことができるか、そして差別が破壊的な力を発揮する政治的な領域や個人的な領域にはいり込まないようにできるかということにある。(RL: 206=266)

ここで端的に述べられているように、アレントは政治的領域と社会的領域は原理的に相容れないものとしたうえで、差

別をなくすのではなく、それを社会的領域にとどめておくことが重要であるとする。しかし、彼女が指摘するように、近代以降わたしたちが生涯の大半の時間を過ごすのは差別を原則とする社会的領域においてであるならば、わたしたちは差別を原理とする関係性の中でしか生きることはできないのだろうか。そこにはいかなる政治的な可能性も、すなわち平等な関係への契機も残されていないのだろうか。

第三節 自発的結社としての「学校」

アレントは、差別と差異を原理とする社会的領域に政治の原理である平等を持ち込んではいならないという。しかし、アレントが政治と社会を峻別したのは、社会的な関心事を政治から排除するためなのであろうか。以下のようなアレントの記述を勘案すると、政治と社会の峻別は、政治的領域を擁護することにとどまらない意義を有するように思われる。

社会で重要なのは個人的に優れた特性ではなく、人々が所属する集団の差異である。...いずれにせよ、なんらかの差異と差別がなければ社会は存在しなくなるのであり、自由な結社と集団の結成の重要な可能性が失われるのである。(RL: 205=266)

ここで示唆されているように、アレントは差別を原理とする社会に自由な結社

の可能性を見いだしている。加えて、彼女が差別という語において想定しているのは、個人間の差異ではなく集団間の差異であることが明示されている。そのうえで、アレントは「大衆社会」と複数の結社によって組織された社会を区別し、後者に政治的な可能性を示唆するのである。

アレントによれば、大衆社会とは「差異の境界をあいまいにして集団の違いをなす社会」(RL: 206-263)である。これに対して結社とは、同じ意見や目的を共有する者たちによって組織されたものである。このように結社は同一の意見や目的を共有することをメンバーシップの要件とし、それを共有しない者を排除するという点で、あくまでも「社会的なもの」である。しかし、このようなそれぞれに異なる結社が複数存在するならば、そうした社会には一定の政治的意義が認められるのである。こうした文脈を踏まえ、アレントのリトルロック事件への批判を読み直してみると、彼女が教育において差別を撤廃しようとする試み自体を忌避していたのではなく、そうした試みが政府の介入によってなされた点を批判していることに込められた含意が明らかとなる。アレントは教育において差別を撤廃しようとする試みが有する可能性を次のように述べている。

教育における差別が撤廃されれば、南部における状況は著しく改善されると強く確信している。わたした

らおそらくクエーカー教徒か、同じような考え方をするほかの人々の援助をうけて、白人と有色人種の人々がともに学ぶ学校を新設して、ある種のパイロット・プロジェクトのように運営してみるだろう。これが白人の親たちに、態度を変えるように説得する手段となることを期待してである。たしかにその場合にも、子供たちを基本的に政治的な争いのうちに利用することになるが、少なくとも子供たちは両親の同意と援助のもとに、その学校に通うことができるだろう。その場合には家庭や学校と、街の間に対立があるとしても、家庭と学校の間には対立はないのである。(RL: 195=257)

ここから得られる示唆は、アレントが学校を家庭とも国家やそれに準ずる政治体とも異なる社会的な結社のひとつと見なしているということである。したがって、ここで彼女が想定する学校とは例えば私立学校やコミュニティスクールのよう、学校の理念やそこでの教育方針に対する保護者の同意と援助があってはじめて運営されるような組織である。アレントが政治的な可能性を見いだしているのは、単一の大きな社会（すなわち大衆社会）の維持に資する学校ではなく、複数の小さな社会（すなわち結社）としての学校に対してである。もちろん、アレントが社会的な結社に一定の可能性を示唆しているとしても、彼女の主たる関心

が、政治的領域をいかに再構築しうるかという点にあるということ自体が揺らぐものではない。しかし、本稿の検討を通して明らかとなったのは、アレントが批判したのは単一の大きな社会(大衆社会)であって、その批判は複数の小さな社会(結社)にはあたらないということである。したがって、アレントは「社会的なもの」を否定的に論じているという従来の捉え方は、一側面においてのみ妥当である。本稿で確認されたように、アレントの「社会的なもの」への批判は、同時に「社会的なもの」のなかに潜む政治の契機を探り出す試みとしての側面を有している。この側面においては、「社会的なもの」は必ずしも政治が終焉をもたらすものではなく、政治のはじまりをもたらす可能性を秘めたものでもある。彼女が、社会が差別を原理とするものである点を肯定的にとらえているのは、差別を容認しようというのでも、社会的な問題に彼女が無関心だからでもなく、差別の原理をとることが、「社会的なもの」が画一化へと向かうことを阻止し、複数の異なる結社の自由を担保するからである。こうした点に鑑みたとき、「社会的なもの」としての学校教育の政治的意義を考える際、学校が単一の大きな社会の形成にいかに寄与してきたのかを批判するとともに、学校が複数の小さな社会となることの可能性を探ることが重要であろう。以上のように、アレントの「社会的なもの」への評価は両義的なものであり、「社会的なもの」にも一定の可能性を示唆している

ことが明らかとなった。次章では、そうした可能性がどのような場面において看取されるのかを探るために、「社会的なもの」としての「結社」と「市民的不服従」の関係への検討に進むこととしよう。

(田中 智輝)

第三章 「社会的なもの」の政治的可能性

これまでアレントの「社会的なもの」は、規律訓練批判を含意するものとして理解されてきた。しかし第一章での考察では、アレントにおける「社会的なもの」は、規律訓練に還元されない側面があることが指摘され、第二章においては、アレントが「社会的なもの」としての「学校」に一定の意義を指摘していることが確認された。これらの考察をふまえ、本章では、アレントの「社会的なもの」に見出される政治的可能性について検討したい。

第一節 結社

アレントは、アメリカにおいて市民的権利運動を押し進めたのが市民的不服従者たちであったことを挙げ、「市民的不服従」という論考においてその政治的可能性を示唆している。まずアレントは、運動を起こす際の“核”となるものとして「結社」の存在を指摘する。アレントによれば、アメリカ人は結社を「活動するための唯一の手段」とみなしているとして、トクヴィルの言葉を引いて次のよう

に説明する。

ここ数年間に、しばしばとっさの思いつきで組織されたワシントンでの大衆のデモは、そうした伝統が思いがけないほど今日なお生きていることを示した。トクヴィルの説明はほとんど今日書かれたかのである。「合衆国の住民の数人が世のなかに広めたいと思う意見や感情を訴え」たり、是正したいと思う何らかの欠陥を発見すると、「かれらはすぐさま互いに助け合える仲間をさがし、見つかり次第ただちに結合する。その瞬間からかれらはもはや孤立した人間ではなく、どこからみてもそれとわかる権力となり、かれらの行為が〔他の人びとにとって〕範例となり、かれらの言葉に耳が傾けられるのである。」(CR: 97=88 強調アレント)

「結社」は「相互の約束にもとづく同意の原理にしたがって設立され行動する集団」のことを指すが、人々が要求や抵抗を訴えるとき、「互いに助け合える仲間」とともに結社をつくるのが、活動する際の手段になりうるという。というのも、「少数派の市民は、第一に、自分たちの数の上での強さを示すために」結社をつくることで、「孤立した人間」ではなくなり、「権力」となって人々に示すことができるのである。さらにアレントによれば、この「結社」は、人々の同意や約束に基

づいて結成されるという。

アメリカ法の精神である同意 (consent) は相互に拘束する契約という観念にもとづいているが、この観念によってまず個々の植民地が、ついでその連合(union)が築かれた。契約は少なくとも二者という複数性を前提とするが、相互の約束にもとづく同意の原理にしたがって設立され行動するいかなる結社 (association) も、解体せずに連合 (union) というかたちをとる複数性一多から成る一を前提とする。(CR: 94=86)

アレントは、相互に約束する契約という観念である「同意」に基づく連合を、「結社」と定義している。少数では多数に勝てないが、「結社」を組むことによって、多数派に対抗できるのだという。世の中に対する異論や抵抗を、共に持つ人々と共有し、連合して主張することにより、「かれらの言葉に耳が傾けられる」。すなわち、人々が同意にもとづいて「結社」をつくることは、「政治的要求」として政治の場に現れることができる潜在性を持つとアレントは指摘していると言うことができるだろう。

しかし、アレントによれば、それだけでは必ずしも政治的な抵抗にならないと指摘する。同意によって結ばれた複数の人々からなる連合 (union) は「結社」となりうるが、アレントによれば、「自発

的結社を市民的不服従に変化させ、異論を抵抗に変容させ」(CR: 101-102=94) が必要があると言う。自発的結社を市民的不服従に転化させることで、異論は政治的な抵抗として表明されることとなるのである。すなわちアレントは、「結社」に政治的可能性を見ていたのではなく、「結社」が「市民的不服従」になることにその可能性を見出しているのである。

市民的不服従者は自発的結社の最新の型であり、したがってこの国の最古の伝統にぴったり一致しているというのがわたしの論点である。(CR: 97=88)

第二節 市民的不服従

前項で見たように、「結社」は既存の政治体に抵抗する基盤となる潜在性を持つことが看取された。ただし、「結社」はそれ自体では「社会的なもの」を超え出るものではない。「結社」が政治的運動体へと変容する際には、その抵抗は「市民的不服従」としてなされる必要がある。では、「市民的不服従」とはどのようなことを指すのだろうか。アレントの整理に従い、三つの特徴から考察していく。

① 「良心的兵役忌避」との違い—「約束」に基づく「結社」

アレントによれば、既存の政治体への抵抗には二種類あるのだという。一つは「市民的不服従」、もう一つは「良心的兵役忌避」である。アレントは「市民的不

服従」がもつばら「良心的兵役忌避」と混同されてきたことを指摘し、両者を区別して以下のように述べる。

われわれは良心的兵役忌避者と市民的不服従者を区別しなければならぬ。後者は実際、共通の利害関係によって結ばれるというよりも、共通の意見と、政府の政策が多数派によって支持されていると考えられる理由があるにもかかわらず、それに反対の立場をとろうという決意で結ばれている組織された少数派である。かれらの一致協力した行為は互いの合意に発するものであり、かれらの意見に信用と確信を与えるものはこの合意であって、かれらがもともとどのようにしてその合意に至ったかは問題ではないのである。個人の良心や行為を擁護するための論拠、すなわち道徳的命令や「高次の法」への訴えは、それが世俗的なものであれ超絶的なものであれ、市民的不服従に適用されるには不適切である。

(CR: 56-57=51-52)

既存の政治体（法）に抵抗するという意味で「良心的兵役拒否」と「市民的不服従」は共通しているものの、両者は異なる。後者にもとづく結社は、「共通の利害関係」というよりも、「共通の意見」によって結ばれており、互いの合意によって行為がなされるのだという。すなわち、

良心や道徳、慣習に習って連合しているのではなく、共通の関心や共通の意見に基づいて行動するのだ。それゆえ、「かれが法律や既成の権力に挑戦するのは根本的な異論にもとづいてのことであって、一個人として自分だけを例外として処罰されないように願っているからではない」(CR: 76=69)。自分の利害関係や道徳的な動機よりも、「異論」に基づいて抵抗すること、それが「市民的不服従」である。

② 同質性

二つ目の特徴として、同質性という特徴が挙げられる。「市民的不服従」として抵抗する際、人々は同じような意見を持つ者が集まって抵抗することをアレントは指摘している。市民的不服従が起きるのは、「不満に耳が傾けられたり取り上げられることがないという確信をそうとうな数の市民が抱くようになったとき」(CR: 67-68) 起きる。すなわち不満や異論を多くの市民が共通の認識として抱くようになったとき、人々は集団で抵抗する。彼女はトクヴィルの言葉を引きながら次のように述べる。

「かれらはすぐさま互いに助け合える仲間をさがし、見つかり次第ただちに結合する。その瞬間からかれらはもはや孤立した人間ではなく、どこからみてもそれとわかる権力となり、かれらの行為が〔他の人びとにとって〕範例となり、かれらの言葉に耳が傾けられるのである。」

(CR: 97=88 強調アレント)

人々は一人で活動するのではない。異論を共に有する仲間を探し、集団となって結合することで、現政権に立ち向かうことができるのだという。

市民的不服従者は多数派とは意見が一致しないのがふつうだが、集団の名で、そして集団のために行動する。かれが法律や既存の権力に挑戦するのは根本的な異論にもとづいてのことであって、一個人として自分だけを例外として処罰されないように願っているからではない。
(CR: 76=69)

市民的不服従は、集団の名で集団のために行動する。構成員は複数人存在するが、そのメンバーは、「共通の意見」や「同意」で結ばれている。そのため、同質性が高いといえるだろう。こういった同質的な集団である結社が複数存在する。彼らは異論に基づいて自発的結社をつくることで、抵抗するための“核”を作ってきたのだ。

③ 公然・公開性

さらにこれは公然と主張されるという特徴がある。アレントによれば、市民的不服従者は、犯罪者とは明確に異なることを挙げ、次のように述べている。

犯罪者が公衆の目を避けるのと、市

民的不服従が公然たる挑戦のためにみずから法律に取って代わるのでは、天地の差がある。このように、公衆の面前で行われる公然たる法律違反とこっそり行われることとの違いはあまりにも明らかであって、偏見か悪意によるのでもないかぎり見落とすことはありえない。
(CR: 75=68-69)

「市民的不服従者」は、犯罪者とは違い、公衆の面前において、公然と行うのだと言う。人目を避けて法律違反を行うのではなく、自分たちの権利を既存の政治体に公然と主張することが、市民的不服従たりうるのである。

第三節 「結社」の危うさと政治的可能性

しかしアレントは「結社」を手放しで礼賛してはいない。このような「結社」が生じるのは非常事態においてであり、「結社」は一時的なものなのだという。

わが国の政治用語のみならず、政治システムにおいても同様に、市民的不服従にとっての安住の地を見出すことができるためには、おそらく非常事態が必要だったのであろう。国の既成の制度がまともに動かなくなり、その権威がその力を失うときには、非常事態が確実にすぐ近くにやって来ているのであり、自発的結社を市民的不服従に変化させ、異

論を抵抗に変容させたのは今日の合衆国におけるそうした非常事態なのである。(CR: 101=94)

市民的不服従が現れるのは、非常事態においてである。なぜなら、国の制度がまともに機能しなくなった時、市民が異論の声をあげるからだ。そして、異論にもとづいて結成された「結社」は、目的を達成するために組織される一時的なものである。

自発的結社(voluntary associations)は政党ではない。それは、短期的な目標を追求しその目標が達成されれば消滅するその場限りの組織である。(CR: 96=87)

アレントによれば、「結社」は短期的な目標を追求するために組織されるもので、目的が達成されれば消滅するものだという。すなわち、「結社」は恒久的な政党では無いのだ。

しかし、「結社」は「社会的なもの」である。第一章で確認したように、アレントは「社会とは生命プロセスそれ自身が、公的に確立され組織されている形態」(HC: 58=57)であるとして、消費社会において人間はもはや生命プロセスという必然に駆られる「動物」でしかないと強く批判した。「結社」の危うさは、「結社」が「社会的なもの」であるがゆえに、同質的で画一的な側面を持ち、「生命の保護」を原理として動く集団であることか

ら逃れがたく結びついているために、その「内部」では人々が「動物化」してしまう危険性を常に孕んでいることにある。しかしその点を十分承知した上でアレントは、未来に立ち向かう道具として「結社」がその足場となりうると、「結社」にひそむ政治的可能性を示唆している。

自発的結社は、制度の失敗、人間のあてにならなさ、未来の不確実な性格に対するアメリカ独特の救済策で有り続けて来た。他の国とは違って、この共和国は、現在起きている変革と失敗の大騒動にもかかわらず、幾ばくかの自信をもって未来に立ち向かうための伝統的な道具をまだ失っていないのかもしれない。(CR: 102=95)

自発的結社が現れるのは、非常事態においてであって、政治が機能していない時である。しかし、そのような時に市民の力を結集させて「結社」を作ることは、政治に抵抗する「市民的不服従」を準備するという点で、政治的な可能性を内包しているのである。

(石神 真悠子)

おわりに

本論では「社会的なもの」をめぐる、生存保障の素朴な肯定やそこに介在する権力性の批判にとどまらない、歴史的・思想的なアプローチを試みてきた。それ

では得られた知見から、どのような問題に対するどのような視座が提供されるのだろうか。

本論で繰り返し言及したように、私的領域へと介入する「社会的なもの」について規範的な議論を展開したジャック・ドンズロは、その介入が同時に道徳的であることを明らかにした。すなわち私的領域への介入、たとえば乳幼児保護や障害者福祉といった「社会的な」活動は、生命の保障であると同時に諸個人の規範の内面化を伴うものであり、ナンシー・フレイザーはそれを規律訓練と呼んだ。またジョック・ヤングが過剰包摂論において指摘したように、社会へと包摂する活動は、包摂する先である社会そのものを問う契機を持たない。したがって社会の不平等や格差の固定化を招いている構造はそのまま温存されるだけでなく、包摂する活動において再生産されてしまう。包摂される存在は、あくまで包摂されるべきいまだ未熟な存在として対象化され、包摂する側とされる側は非対称的な関係性において捉えられる。

本研究では、以上の議論における「社会的なもの」理解は極めて抽象的であり、実際の活動においては包摂の一語では表し得ないような葛藤が生じていることを歴史的なアプローチによって明らかにした。

たとえば第一部第一章においては、貧民窟という包摂の対象が、結果的には社会に適応すべき道徳改善の対象と見なされはしたが、包摂する側の権力性を批判

する政治的存在として現れる可能性が示されている。また同第二章では、それまで家という私的領域に閉じ込められ家事や育児に専念せざるを得なかった女性たちが、関東大震災直後の牛乳配給所においてボランティアという形でネットワークを形成していたことが指摘されており、そこには、男性や専門家に依存することのない自律的な存在を見てとることができるだろう。また同第三章においては、社会の「外」に位置する身体障害児を「治療」することによって包摂するのではなく、社会の「中」で生きる障害児を「教育」することを志向する障害児教育の政治的可能性が示された。

以上のように、歴史班によるミクロな局面の検討は、「社会的なもの」の勃興によってこれまで出会わなかった人たちが出会う可能性が生まれ、その中で「予期せざる出会い」が生じたことによって、「社会的なもの」の内部において様々な政治的可能性が生じていたことを明らかにした。それはこの取り組みを生存保障だけでなく、今ある社会をより良いものへと変えていく政治的主体を育成する場として検討する視座である。社会への包摂と社会の変容を両立した活動の実現に向けて、本研究は萌芽的な知見を提供し得たと言えるだろう。

また、ハンナ・アレントにおける「社会的なもの」の再検討からは、多様な人々が意見を戦わせる民主主義社会における「社会的なもの」の位置づけが明らかとなった。従来、アレントは生命の維持と

いう私的領域にとどまるべき活動を公的領域にまで拡張したものとして「社会的なもの」を批判したと言われているが、彼女の「結社」という概念に着目することによって、その政治的可能性を検討することができる。結社とは共通の意見を持つ複数の人々による集団であり「社会的なもの」であるが、それは同時に「市民的不服従」を行使することのできる、潜在的な政治性を持つとされる。したがって、社会から排除された人々の包摂を目的とする活動は、ただ包摂するだけでなく、また先述したように包摂の現場において葛藤が生じるだけでなく、その活動体それ自身が意見を表明し政治的主体となる可能性を持つ。私的領域と公的領域の峻別という特殊ギリシヤ的条件なき現代において、「社会的なもの」は動物の群れである反政治的なものであると同時に、民主主義社会における政治的連帯を実現するのである。

以上からわかるように、本論の成果とは、「社会的なもの」に対する生存保障の素朴な肯定でも、そこに介在する権力性への批判でもない視座を獲得することであり、それは「社会的なもの」それ自体の中に、社会をより良いものへと変革していく政治的可能性を見出すものであった。この視座は、近年の貧困率の上昇に伴い日本国内において民間や行政レベルで求められている、教育と福祉とが連携した取り組みを捉え返す視座を提供する。

たとえば学業成績以前に、食事や睡眠といった生存——アレントの言葉ではま

さに労働(labor)——すらも保障されていない児童に対する「生存保障」の機関として、様々な団体が活動している。また、家庭の経済状況から塾に通えず学校の勉強についていくことができない児童のために、無償で勉強を教える活動も行われている。社会から排除され生存さえ危ぶまれる児童を対象とするこれらの活動はまさに「社会的なもの」の典型だと言えるだろう。

これらの活動を「慈善事業」として称賛することも、過剰包摂論を用いて批判することもたやすい。しかし本研究から得られた視座において、これらの活動は不平等を再生産する構造それ自体を問い直す政治的なものとして捉え返される。それはたとえば、歴史班が行ったように活動の現場で生じている葛藤に着目することによって、あるいは思想班が明らかにしたように、活動団体が法への服従を拒み、自らの意見を公にする契機に着目することによって可能となるだろう。

本論は、飢えて死ぬ人間を前にして何をなすべきか示すものではないが、少なくとも、日本国内に限らずグローバルなレベルで喫緊の課題となっている貧困や差別の解消について、包摂や排除、規律訓練といった従来のものではない新しい言葉で語ることを準備するものなのである。

(李 舜志)

【註：第一部】第一部においては、以下の註で、史料および註釈を示すこととする。

- (1) 「東京下谷万年小学校の状況」『初等教育教材研究』2巻2号, 1904年, 62頁。
- (2) 添田知道『小説教育者 第三巻』玉川大学出版部, 1978年, 98頁。
- (3) 草間八十雄『どん底の人達』玄林社, 1936年, 284-285頁(草間八十雄著, 磯村英一監修『近代下層民衆生活誌』明石書店, 1987年所収)。
- (4) 前掲, 『小説教育者 第三巻』140頁, 183頁。
- (5) 同上, 73-74頁。
- (6) 同上, 92頁。
- (7) 同上, 92-93頁。
- (8) 添田知道『小説教育者 第四巻』玉川大学出版部, 1978年, 52-56頁。
- (9) 東京市萬年尋常小学校『大正九年度末報告』1920年, 90-91頁, 97頁。
- (10) 井上友一『救済制度要義』博文館, 1909年, 7頁。
- (11) 「欧米諸邦に於ける貧民教育(承前)」『東京市教育時報』5号, 1901年, 19頁。
- (12) 秋水・小蘆「下谷区萬年町萬年尋常小学校を觀る」『教育研究』29号, 1904年。
- (13) 前掲, 『小説教育者 第三巻』91-92頁。
- (14) 同情, 148-149頁。
- (15) 前掲, 『大正九年度末報告』90-95頁。
- (16) 阪本龍之輔「所謂細民教育なるものについて」『慈善』6編3号, 1915年,

67頁。

- (17) 越智ゆきえ「万年小学校訪問記」『一大帝国』3巻10号, 1918年, 91頁。
- (18) 東京市萬年尋常小学校『大正九年度末報告』1920年, 109頁。
- (19) 東京市社会局『第四回 大正12年東京市社会局年報』1924年。
- (20) 東京市社会局, 前掲書。
- (21) 東京市社会局『第八回 昭和2年度東京市社会局年報』1928年。
- (22) 東京市社会局『第八回 昭和2年東京市社会局年報』1928年。
- (23) 廣瀬興「児童健康相談所の話」『社会事業』14巻8号, 1930年。
- (24) 東京市社会局編『牛乳のすゝめ』1924年。
- (25) 斎藤潔「東京市二於ケル乳兒ノ栄養と發育ニ關スル調査研究」『社会医学雑誌』1925年。
- (26) 斎藤潔「東京市に於ける母乳分泌状況に関する調査」『社会医学雑誌』1926年。
- (27) 高木憲次「肢体不自由児治療 20年の験得より」『社会事業』18巻11号, 1938年, 212頁。また頁数は、『高木憲次：人と業績』に再録された際のものを書いている。
- (28) 詳しくは日本肢体不自由児協会編『高木憲次：人と業績』1967年を参照。
- (29) 高木, 前掲論文, 213-224頁。
- (30) 高木憲次『『夢の樂園』をめぐって』東京都立光明養護学校『光明30年』1962年, 4頁。
- (31) 堤直温「田代博士と高木博士」肢

体不自由児協会『肢体自由教育の発展』
1969年, 442頁。

(32) 田代義徳「不具児童の養護」『日本
学校衛生誌』第22巻第9号, 1934年,
20-21頁。また, 田代が公立学校の設立
を急いだ背景には, 田代の支援を受けて
柏倉が開設した柏学園の財政状況があっ
た(11-12頁)。

(33) 高木憲次『『肢体不自由児』養護の
要諦を述べくりユツベル学校の使命に及
ぶ』東京市立光明学校編『光明学校紀要』
第3輯, 1934, 10-13頁。

(34) 高木, 前掲論文, 1938年, 214頁。

(35) 実際に高木は, 障害が完治する見
込みのない「不治児童」たちは社会の外
部に位置づく養護院に収容することが望
ましいとしていた。詳細は, 「肢体不自由
児の療育と児童福祉法」『日本医学事新報』
NO.1277・1278, 1948年を参照。

(36) 田代秀徳編『先行遺影』1963年,
365頁。

(37) 田代, 前掲論文, 10頁。

(38) 同上, 14頁。

(39) 東京市立光明学校編『光明学校紀
要』第5輯, 1936, 9頁。

(40) 土居正己「麻布時代」『しののめ』
特集「教育」36号, 1958年, 40頁。

(41) 東京市立光明学校編『光明学校概
要』第1輯, 1932年, 15頁。

(42) 1947年, 花田春兆等が中心となっ
て, 光明学校の卒業生によって文芸同人
団体「しののめ」が結成される。同会は
1970年代に花開く障害者運動の人脈
的・思想的基盤となっていた。すなわ

ち, 光明学校から, 文学を通じての社会
の関わりという障害者による自己表現の
文化が形成されていくことになったのだ
(荒井 2011: 26-27)。

【註：第二部】

(43) 規律訓練とはどのような権力形態
であるのか。紙幅の都合上, ここではフ
レイザーの文章を引用することによって
説明に代えたい。「フォーディズム型規律
訓練の第三の特徴は, 先の二つの特徴か
ら帰結している。すなわち, この社会編
制の様式は, 主に個人の自己規制を通し
て作用したということである。これこそ,
位階秩序と外的強制に対する民主的オル
タナティブとしての『社会統制(social
control)』という, 1907年にアメリカの社
会学者エドワード・ロスによって造り出
されたフレーズのもともとの意味である。
フーコーが強調するように, 社会統制の
主張者たちは, 内面を自己管理すること
のできる自活的な主体を育成しようとし
たのである」(Fraser 2003: 164)。

(44) こうした反感を予想してか, 「リト
ルロックの省察」の掲載にあたって
Dissent 誌は同論文の冒頭に「この論文を
掲載するのは, その内容に同意するから
ではない」(“Reflections on Little Rock”,
Dissent, Vo.16, No.1, 1959: 45) といった但
し書きを付けている。

【引用文献一覧】

* Hannah Arendt の著作からの引用は以
下の略号に従う。なお, 訳出にあたって

は以下に示した邦訳文献を参照しつつ、
必要に応じて適宜改訳した。

BPF: *Between Past and Future*, Penguin
Books, 1977.(=引田隆也, 斎藤純一訳
『過去と未来の間』みすず書房,
1994.)

CR: *Crises of the Republic*, Harcourt Brace,
1972.(山田正行訳『暴力について—
共和国の危機』みすず書房, 2000.)

HC: *The Human Condition*, The University
of Chicago Press, 1958.(=志水速雄訳
『人間の条件』ちくま学芸文庫,
1994.)

OR: *On Revolution*, Penguin Books,1963(=
志水速雄訳『革命について』ちくま
学芸文庫, 1995.)

RL: “Reflections on Little Rock”, Schocken
books, 2003.(=中山元訳『責任と判断』
筑摩書房, 2007。) ※初出は
“Reflections on Little Rock,” *Dissent*,
Vol.16, No.1, 1959

TI: “Totalitarian imperialism : Reflections on
the hungarian revolution,” *Journal of
Politics*, vol.20, no.1, 1958, pp.5-43.

Denzelot, J. (1984) *L'invention du social :
essai sur le déclin des passions
politiques*, Paris : Fayard.

Fraser, N. (2003) From Discipline to
Flexibilization? Rereading Foucault in
the Shadow of Globalization,
Constellations Volume 10, No 2, pp.
160-171. (「規律訓練からフレキシ
ビリゼーションへ? グローバリゼ
ーションの時代にフーコーを読む」

高橋明史訳,『現代思想』2011, 26-39)

荒井祐樹 (2011)『障害と文学:「しのの
め」から「青い芝の会」へ』現代書館

池本美和子 (1999)『日本における社会事
業の形成:内務行政と連帯思想をめぐ
って』法律文化社

石井智也・石川衣紀・高橋智 (2015)「1920
年代における東京市長・後藤新平の児
童保護施策と教育改善事業」『東京学
芸大学紀要 総合教育科学系Ⅱ』66 卷
2号, 181-191

石部元雄 (1974)「肢体不自由教育史」梅
根悟監修『世界教育史体系 33 障害
児教育史』講談社

市野川容孝 (2006)『社会』岩波書店

市野川容孝・宇城輝人編 (2013)『社会的
なもののために』ナカニシヤ出版

浦辺史 (1976)『日本の児童問題』新樹出
版

大橋謙策 (1978)「社会問題対応策として
の教育と福祉」小川利夫・土井洋一編
『教育と福祉の理論』一粒社, 67-123

小山静子 (2002)『子どもたちの近代:学
校教育と家庭教育』吉川弘文館

北原糸子 (2011)『関東大震災の社会史』
朝日新聞出版

清川郁子 (2007)『近代公教育の成立と社
会構造:比較社会論的視点からの考察』
世織書房

光明学校の学童疎開を記録する会編
(1993)『信濃路はるか:光明養護学
校の学童疎開』田研出版

厚生省 20 年史編集委員会 (1960)『厚生
省 20 年史』厚生問題研究会

- カステル, ロベール, 北垣徹訳 (2015) 『社会喪失の時代: プレカリアテの哲学』 明石書店
- 小玉重夫 (1999) 『教育改革と公共性: ボウルズ=ギンタスからハンナ・アレントへ』, 東京大学出版会。
- (2003) 『シティズンシップの教育思想』 白澤社
- 小手鞠るい (2015) 『あんずの木の下で: 体の不自由な子どもたちの太平洋戦争』 原書房
- 古森義久 (1987) 『嵐に書く: 日本の半世紀を生きたジャーナリストの記録』 毎日新聞社
- 斉藤修 (2008) 「母子衛生政策における中間集団の役割」 猪木武徳編著『戦間期日本の社会集団とネットワーク・デモクラシーと中間集団』 NTT 出版, 359-379
- 佐藤健二 (2011) 『社会調査のリテラシー: 方法を読む社会学的想像力』 新曜社
- 島津法行 (2006) 「都市下層社会における教育実践」 『地方史研究』 56 巻 2 号, 5-24
- 清水寛 (1974) 「東京市下谷万年特殊尋常小学校における貧児教育問題としての「精神薄弱」児教育について」 『精神薄弱問題史研究紀要』 15 号, 3-30
- 杉浦守邦 (1986) 『柏学園と柏倉松蔵: 日本最初の肢体不自由学校』 山形大学教育学部養護教室
- (1991) 『初代光明学校長 結城捨次郎』 東山書房
- 杉田菜穂 (2013) 『〈優生〉・〈優境〉と社会政策: 人口問題の日本的展開』 法律文化社
- 鈴木智道 (1997) 「戦間期日本における家族秩序の問題化と「家庭」の論理」 『教育社会学研究』 60 号, 5-22
- 芹沢一也 (2007) 「〈生存〉から〈生命〉へ」 芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後で: 統治性・セキュリティ・闘争』 慶應義塾大学出版会
- 添田知道 (1978) 『小説教育者』 第三巻, 第四巻, 玉川大学出版部
- 田中勝文 (1965) 「児童保護と教育, その社会史的考察」 『名古屋大学教育学部紀要 (教育学科)』 12 巻, 125-146
- 田中拓道 (2011) 「社会的なものの歴史」 近藤康史・齋藤純一・宮本太郎編『社会保障と福祉国家のゆくえ: 新たなる理念と制度の展望』 ナカニシヤ出版, 24-43
- 田中耕一 (2015) 『〈社会的なもの〉の運命: 実践・言説・規律・統治性』 関西大学出版会
- 津曲裕次編 (1985) 『障害者教育史: 社会問題としてたどる外国と日本の通史』 川島書店
- 東京大学医学部整形外科学教室開講 70 周年記念会編 (1975) 『田代義徳先生一人と業績』
- 東京百年史編集委員会編 (1979) 『東京百年史 第四巻大都市への成長: 大正期』
- 東京府 (1937) 『東京府史 行政篇 第六巻』
- ドンズロ, ジャック, 宇波彰訳 (1991)

- 『家族に介入する社会—近代家族と
国家の管理装置』新曜社
———, 宇城輝人訳 (2012) 『都市が
壊れるとき: 郊外の危機に対応できる
のはどのような政治か』人文書院
中川清 (1985) 『日本の都市下層』勁草書
房
中野善達・加藤康昭 (1967) 『わが国特殊
教育の成立』東峰書房
仲正昌樹 (2003) 『「不自由」論: 「何で
も自己決定」の限界』, ちくま新書
——— (2014) 『ハンナ・アーレント
「人間の条件」入門講義』, 作品社
中村満紀男・荒川智編 (2003) 『障害児教
育の歴史』明石書店
成田龍一 (1996) 「文明／野蛮／暗黒」吉
見俊哉編『都市の空間 都市の身体』
勁草書房, 27-55
——— (2007) 『大正デモクラシー』岩
波新書
仁平宏典 (2009) 「〈シティズンシップ／
教育〉の欲望を組みかえる」広田照幸
編『自由への問い⑤ 教育: せめぎあ
う「教える」「学ぶ」「育てる」』岩波
書店, 173-202
——— (2015) 「〈教育〉化する社会保
障と社会的排除」『教育社会学研究』
96号, 175-196
ノートヘルパー, F・G, 竹山護夫訳
(1980) 『幸徳秋水: 日本の急進主義
者の肖像』福村出版
橋本健二 (2011) 『階級都市: 格差が街を
侵食する』ちくま新書
花井信 (1999) 『製糸女工の教育史』大月
書店
久布白落実 (1973) 『廃娼ひとすじ』中央
公論社
土方苑子 (2002) 『東京の近代小学校: 「国
民」教育制度の成立過程』東京大学出
版会
平塚眞樹 (1992, 1994) 「日本における子
ども「保護」の制度化と「子どもの権
利」(上)(下)」『社会労働研究』39巻
2・3号, 420_a-395_a, 40巻3・4号,
417_a-395_a
別役厚子 (1991) 「東京市万年尋常小学校
における坂本龍之輔の学校経営と教
育観」『東京大学教育学部紀要』30巻,
31-41
——— (1995) 「東京市「特殊小学校」
の設立過程の検討」『日本の教育史学』
38巻, 154-173
本多創史 (2003) 「東京市立光明学校—整
形外科学の社会的考察」『思想史研
究』第3号, 52-63
マーシャル, T・H・ボットモア, トマス,
岩崎信彦・中村健吾訳 (1991) 『シテ
ィズンシップと社会的階級: 近現代を
総括するマニフェスト』法律文化社
松本昌介 (2005) 『竹澤さだめ: 肢体不自
由児療育事業に情熱を燃やした女医』
田研出版
松本保平先生遺稿集刊行委員会編 (1990)
『肢体不自由児とともに: 松本保平先
生遺稿集』田研出版
間庭大祐 (2015) 「抵抗への政治, 政治
への抵抗—H・アーレントの市民的不服
従論における「暗黙の同意」概念をめ

- ぐって」『立命館大学人文科学研究所
紀要』105号, 163-184。
- 馬渡尚子(1982)「わが国における肢体不
自由児保護構想に関する一考察」『障
害児教育学研究: 荒川勇教授退官記念
論文集』荒川勇教授退官記念論文集刊
行会, 87-101
- 宮寺晃夫(2007)「政治学と教育学は出
会えるか—アーレントの「統合教育」
批判を読む」『近代教育フォーラム』
16号, 221-231。
- (2014)「公教育とは誰のものか」
『教育システムと社会: その理論的検
討』世織書房, 127-150。
- 村田茂(1977)『日本の肢体不自由教育:
その歴史的発展と展望』慶応義塾大学出
版会
- 毛利子来(1972)『現代日本小児保健史』
ドメス出版
- 百木漠(2013)「〈労働する動物〉に『政
治』は可能か?: ハンナ・アーレント
の労働運動論から」, 『唯物論研究年誌』
18号, 236-257。
- 文部省(1978)『特殊教育百年史』東洋館
出版社
- 安岡憲彦(1982)「産業革命期の都市下層
社会における「貧児」教育」地方史研
究協議会編『日本の都市と町』雄山閣,
263-281
- ヤング, ジョック, 青木秀男ほか訳(2007)
『排除型社会: 後期近代における犯
罪・雇用・差異』洛北出版
- 横山尊(2015)『日本が優生社会になるま
で: 科学啓蒙, メディア, 生殖の政治』
- 勁草書房
- 渡部昭男(1979)「戦前日本の児童保護事
業における義務教育機会の保障理念
の生成」『教育学研究』46巻4号,
314-323

Copyright © 2010-2016 Center for Excellence in School Education,
Graduate School of Education, The University of Tokyo

東京大学大学院教育学研究科附属 学校教育高度化センター

Center for Excellence in School Education,

Graduate School of Education , The University of Tokyo

WEBSITE (日本語) : <http://www.schoolexcellence.p.u-tokyo.ac.jp/>

WEBSITE (English) : <http://www.schoolexcellence.p.u-tokyo.ac.jp/en/>